

第4款 農林水産事業部

第1 地方振興局から県民局への再編時に検討された課題と再編の目的

平成17年の地方振興局から県民局への再編に先行して行われた業務仕分けにおいて、農林水産事業部については、次のように課題と再編の目的が検討されていた。

1 国庫補助金、国庫支出金のハード事業に係る事務処理（二重行政対策）

【平成16年ごろの状況と課題】

事業主体である市町村にとって、振興局を経由した二重行政となっている傾向が強い。

【再編目的】

本庁は国への申請窓口機能に純化し、再編後の局で計画・設計、審査、支払、会計検査への対応などの事務を執行し、現地機関では、許可申請手続、地元調整、現場監理等を行う体制を目指すこととするが、当面は、振興局の業務を見直して、一部の事務について本庁への権限集中又は市町村への事務移譲を検討する。

2 建設部のハード部門との一体化

【平成16年ごろの状況と課題】

農林水産事業部のハード事業については、建設部の事業と類似点が多いにもかかわらず、用地買収、設計書の審査等の一連の事務を農林・建設それぞれで実施している。

【再編目的】

地域特性にあった再編後の局としての特色を生かすため、本庁組織に先行して、農林水産事業部と建設部のハード部門を一体化した効率性のある事務の執行を目指す。

3 農業改良普及センター

【平成16年ごろの状況と課題】

農業改良助長法における農業改良普及センターの位置づけにおいて、必置規制の廃止、普及組織のスリム化等が検討されている。

【再編目的】

農業改良普及センターを技術・経営方式の普及や地域農業のコーディネートを担当する農林水産事業部の一つの部門として位置づけるとともに、現地機関においても普及・指導業務機能を持たせて実施し、一体的に業務を執行する。

4 ソフト事業

【平成16年ごろの状況と課題】

県財政が緊迫している状況において、ソフト事業については、県が行うべき業務を厳選して実施する必要がある。

【再編目的】

ソフト事業については、業務の内容を精査して市町村への権限移譲を行うこととする。

5 市町村合併への対応

【平成16年ごろの状況と課題】

市町村の合併による広域化が図られつつあり、局の事務を見直す必要がある。

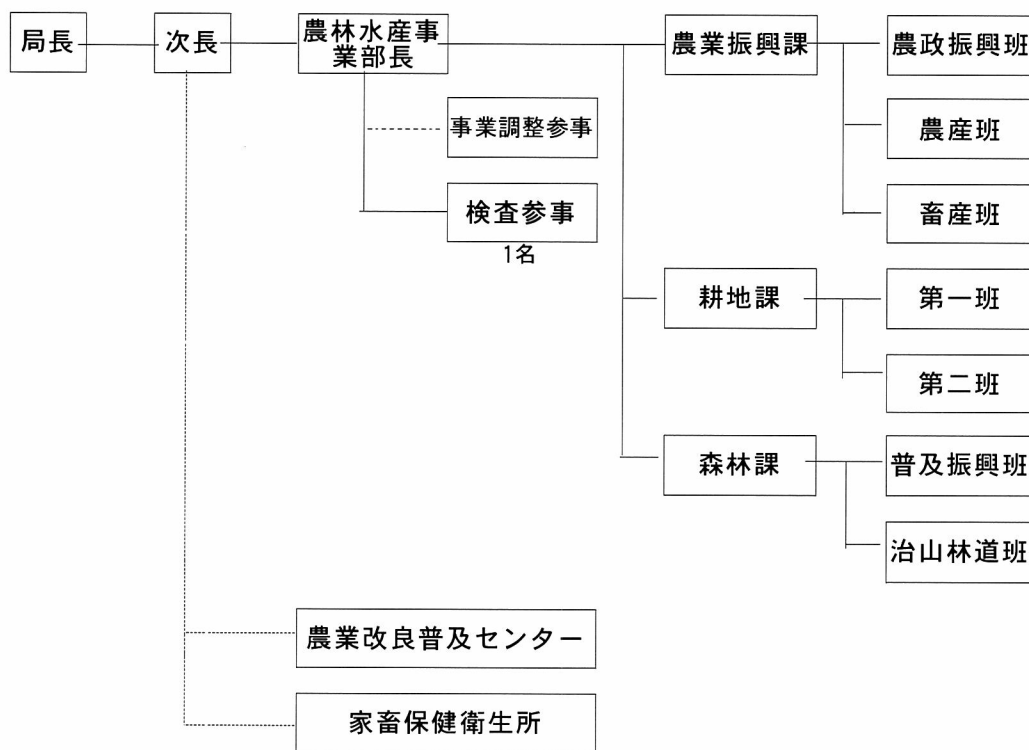
【再編目的】

市町村の合併による広域化を考慮して、地域で対応すべき事務事業については、可能な限り市町村に事務移譲する。

第2 組織体制

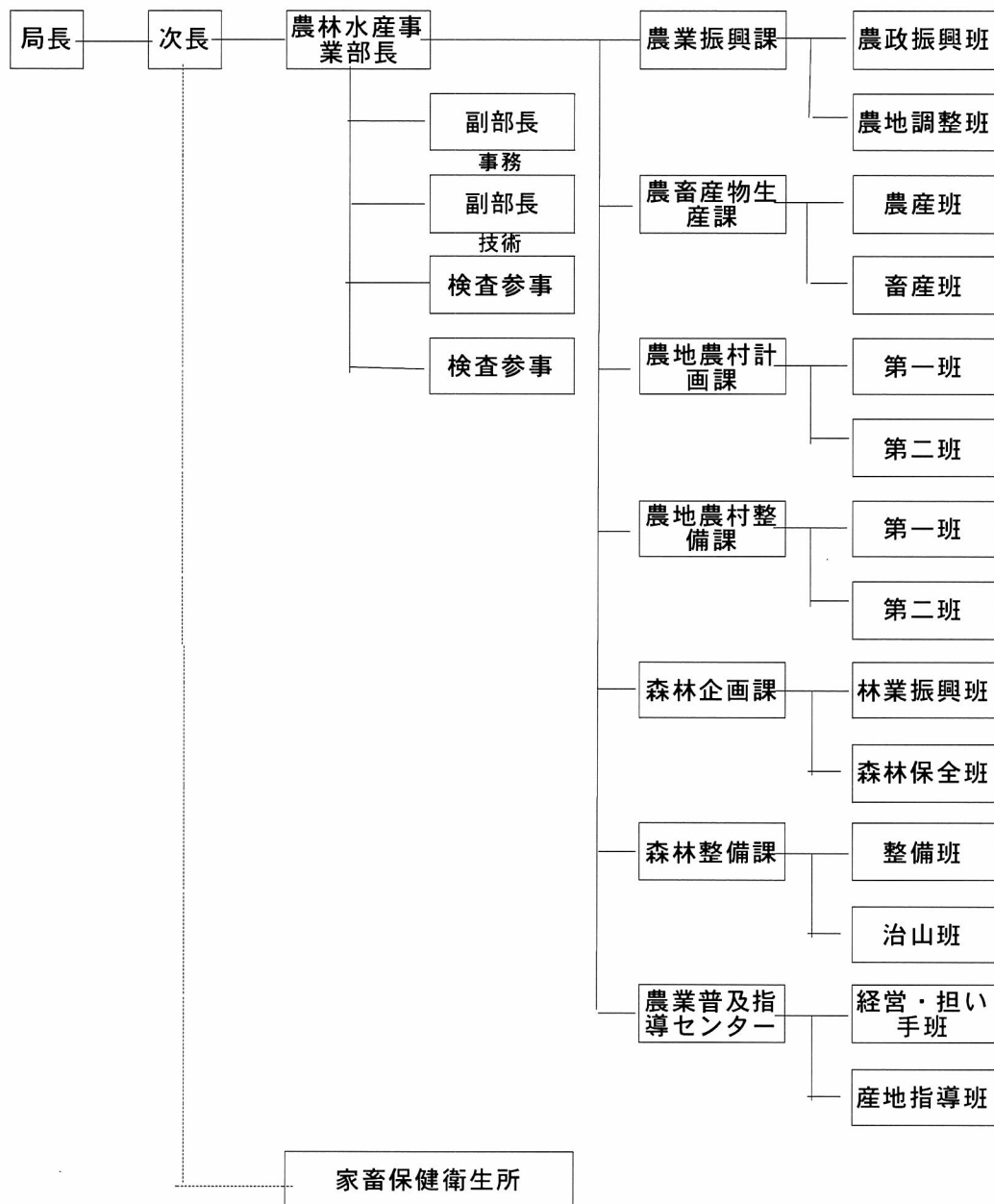
1 再編前（平成16年度）の地方振興局の組織

農林水産事業部は、県下9か所の地方振興局にそれぞれ設置されていた。平成16年度当時、各地方振興局によって若干の相違はあるものの、概ね次のような組織であった。



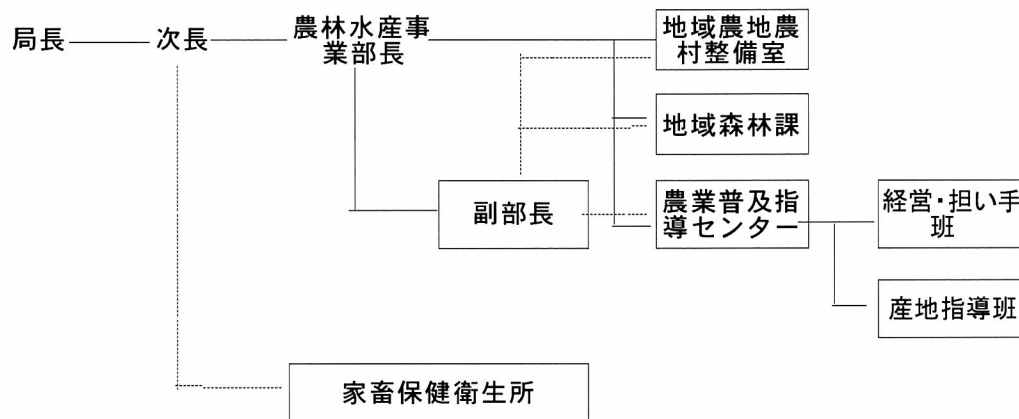
2 再編後（平成 2 1 年度）の県民局の組織

平成 2 1 年度の各県民局における農林水産事業部の組織は、各県民局によって若干の相違はあるものの、概ね次のとおりである。



3 再編後（平成 21 年度）の地域事務所の組織

平成 21 年度の各地域事務所における農林水産事業部の組織は、各地域事務所によって若干の相違はあるものの、概ね次のとおりである。



4 組織変更の概要

(1) 県民局への集約化

9 地方振興局で行っていた事務を 3 県民局に集約化し、6 つの地域事務所では、地域農地農村整備室・地域森林課・農業普及指導センターのみの組織体制に変更した。

農林水産事業部の業務について再編前に行われた業務仕分けは次のとおりである。

○農林水産事業部業務

●:H17.4.1再編時の仕分け △:条件により可能な仕分け ◎:H21.4.1までに目指す仕分け

振興局で行っている主な業務名	H17.4再編時						H21再編完了時					
	県			市 町村	外部 委託	廃止	県			市 町村	外部 委託	廃止
	本庁	局	支局				本庁	局	地域庁舎			
農地転用許可等農地関係の調整		●						◎		△		
農産物生産振興計画等の策定指導		●						◎				
肉用牛振興計画等の策定指導		●						◎				
農業振興対策												
米生産調整推進対策		●						◎				
国庫補助事業		●						◎				
単県補助事業		●						◎				
家畜改良事業		●	●					◎				
農畜産物災害対策		●						◎				
農業共済事業	●						◎					
農業制度資金		●						◎				
その他		●						◎				
内水面漁業振興対策		●						◎				
各種法施行業務												
畜産環境対策		●	●					◎				
農薬・肥料・飼料指導、取締り		●						◎				
食品品質表示の指導監督		●						◎		△		
その他法令等に基づく指導監督		●						◎		△		
農協等の指導業務	●						◎					
土地改良区の指導業務	●	●					◎	◎				
土地改良事業(県営・団体営)の換地業務		●						◎				
土地改良事業(ハード事業・団体営)												
団体営補助事業に関する指導業務		●						◎				
団体営災害復旧事業に関する指導業務		●						◎				
計画審査、法手続き等		●						◎				
設計審査、成功認定		●						◎				
土地改良事業(ハード事業・県営)												
計画、計画に係る地元調整、法的手続き等		●						◎				
用地、補償交渉、登記等		●	● (一定規模未満)					◎				
補助金事務(補助申請・予算要求・残調・実績)、進行管理、工事に係る地元調整		●	● (一定規模未満)					◎				
工事設計		●	● (一定規模未満)					◎			◎	
工事設計審査、工事の監督指導、現場管理、工事検査等		●	● (一定規模未満)					◎				
県管理施設(国営造成施設を含む)の管理		●	●					◎				
土地改良財産の譲与業務		●						◎				
土地改良事業(ソフト業務・農業基盤整備資金貸付)		●						◎				
単県補助事業		●						◎				
非補助土地改良事業		●						◎				

振興局で行っている主な業務名	H17. 4再編時						H21再編完了時					
	本庁	県局	支局	市町村	外部委託	廃止	本庁	県局	地域庁舎	市町村	外部委託	廃止
市町村森林整備計画		●						◎				
森林保全業務												
保安林・林地開発制度		●	●					◎	◎ (現地調査)			
森林保全巡視		●	●					◎	◎ (巡視員配置)			
美しい森づくり事業		●	●					◎				
美しい森施設管理		●						◎				
おかやま森づくり県民基金事業		●	●					◎				
治山・林道事業(団体営)		●						◎				
治山・林道事業(県営)												
計画、地元調整等(用地交渉含む)		●	● ※3 (一定規模未満)					◎				
工事設計		●	● ※3 (一定規模未満)					◎			◎	
工事設計審査、工事の監督指導、現場管理、工事検査等		●	● ※3 (一定規模未満)					◎				
林業振興事業												
林業技術の普及		●	●					◎	◎			
造林・間伐事業(補助事業)の現地確認、調査野帳作製		●	●					◎	◎			
造林・間伐事業(補助事業)の補助金関係事務処理		●						◎				
森林病虫害防除		●	● (現地確認)					◎	◎ (現地確認)			
林業・木材産業の構造改革(ハード整備)		●						◎				
新築木材住宅普及促進事業		●	●					◎	◎ (現地調査)			
補助事業(その他)		●						◎				
林野火災予防普及啓発等		●						◎				
林野火災発生時対応		●	●					◎				
林業制度資金		●	● (現地指導)					◎	◎ (現地指導)			
森林国営保険業務		●	● (現地確認)					◎	◎ (現地確認)			
森林組合等の指導業務	●						◎					
自然公園		●	●					◎				
自然保護対策		●	●					◎				
鳥獣保護		●	● (初動対応)					◎				
狩猟		●						◎				
災害復旧事業		●	● ※3 (一定規模未満)					◎				
農業普及事業		●	●					◎	◎			

※3 工事金額4千万円未満の工事

(2) 農業改良普及センターの位置づけ変更

農業改良普及センターの必置規制の廃止に対応し、農業普及指導センターに名称変更し、農業総合センターの内部組織から県民局農林水産事業部の内部組織へ体制が変更された。現場に出向くことが基本であること等を考慮して、9センター体制を維持して現地で実施している。

(3) 副部長

平成16年当時、農林水産事業部内に副部長ポストはなかったが、参事（事業調整担当）がこの業務を担当していた。県民局になって各県民局に副部長2名（1名は農業振興課長兼務）が置かれ、地域事務所ごとに副部長1名が置かれた。

(4) 検査参事

各地方振興局に1名（合計9名）から、各県民局に2名（合計6名）になった。

(5) 県民局内の課の増加

地方振興局時代の農業振興課・耕地課・森林課の3課体制から、県民局では、農業振興課・農畜産物生産課・農地農村計画課・農地農村整備課・森林企画課・森林整備課・農業普及指導センターの6課＋1センター体制になった。

第3 業務の概要（平成22年度県民局概要より）

1 基本方針（3県民局共通）

農林水産業や農山漁村は、食料の安定供給はもとより、県土や自然環境の保全、文化の伝承、癒しの場の提供などの多面的機能を有しているが、過疎地・高齢化をはじめ、後継者不足等による耕作放棄地の増加などにより、産業としての農林水産業の活力低下と集落機能の低下が懸念されるなど深刻な状況にあることから、地域の主要産業である農林水産業を再建し、農山漁村のコミュニティや自然環境の再生を図ることが喫緊の課題となっているとの共通認識の下に、次の目標で施策を行うという基本方針を立てている。

(1) 新規就農者等の確保・育成

(2) 新たな品種の生産振興

(3) ブランド化を一層推進

(4) 米粉用米や飼料用米などの新規需要米の生産拡大

(5) 地産地消の推進など食料自給率向上に向けた取組

- (6) 農商工連携の推進
- (7) 優良農地の確保
- (8) 地域ぐるみでの農地・水・環境の保全
- (9) 耕作放棄地の再生利用
- (10) 二酸化炭素の吸収源となる間伐等による森林整備
- (11) 企業と協働の森づくり

2 主要施策

各県民局の主要施策として掲げられている項目は次のとおりである。共通項目が多いが、一部の県民局のみが掲載している項目もある。

- (1) 農産物の生産振興（共通）
 - ア 水田農業の振興（共通）
 - イ 園芸の振興（共通）
 - ウ 有機無農薬農業の振興（共通）
 - エ 笠岡湾干拓地における大規模畑作農業の振興（備中）
 - オ 日本一の「おかやま黒まめ」ブランド強化事業（美作）
- (2) 畜産業の振興（共通）
- (3) 森を支える林業・木材産業の強化（共通）
- (4) ブランド品目の生産振興と販路拡大（備前）
- (5) 新規就農者等の確保・育成（共通）
- (6) 認定農業者等の担い手の確保・育成（共通）
 - ア 認定農業者等の確保・育成（共通）
 - イ 集落営農の組織化・法人化（備前・美作）
- (7) 食の礎となる基盤整備の推進（共通）
 - ア 農業生産基盤の整備（共通）
 - イ 農道の整備（共通）
- (8) 耕作放棄地の解消対策の推進（共通）
- (9) 農林水産物の鳥獣害防止対策の推進（共通）
- (10) 環境保全型農業の推進（備前・備中）
 - ア 耕畜連携によるたい肥の利用促進（備前・備中）
 - イ 農薬安全対策等の推進（備前）

- (11) 食料自給率向上対策・地産地消運動の推進（共通）
- (12) 農商工連携・6次産業化の推進（備前・備中）
- (13) 新技術を生かした21世紀型農業の推進（普及事業）（共通）
 - ア 担い手育成
 - イ 産地育成
- (14) 中山間地域の活性化（美作）
- (15) 農山村のふるさと資源の保全推進（備中・美作）
- (16) 洪水・土砂災害・高潮対策の推進（共通）
- (17) 安全な農林水産業の生産確保（備前・備中）
- (18) クリーンライフ100構想の推進（備前）
- (19) 豊かな自然を育む海づくり（備中）
- (20) 公益的機能を高める森づくりの推進（共通）
- (21) 里山ふれあいの森づくり（備前・備中）
- (22) 温室効果ガス吸収対策・循環型社会の形成推進（備中）
- (23) おかやま田園環境整備の推進（備前・備中）
- (24) 快適な農村、漁村空間の整備（共通）

3 事務事業一覧（3県民局の比較）

（1）農業振興関係

瀬 高 県	新規就農トータルサポート事業	8,938	4,178	9,724
	女性農業者等経営参画推進事業	645		
	認定農業者確保・育成リース事業		6,492	17,993
	集落営農育成促進事業	2,493		16,196
	集落営農推進体制整備事業	250		
	集落営農高度化推進事業	250		
	企業の農業参入モデル事業		4,265	12,955
	農地保有合理化促進事業			457
	農地確保・利用支援事業	265	740	
	農業近代化資金利子補給承認	貸付232,490		
	農業経営基盤強化資金資金計画承認	貸付379,730		
	農業経営改善促進資金資金計画承認	貸付73,600		
	就農施設等資金貸付決定	貸付51,705		
	中山間地域等直接支払交付金	438,942	298,646	881,215
	中山間地域等直接支払推進交付金	3,612	4,454	10,232
	農業委員会活動費	34,393		
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	502		
	備中流耕作放棄地再生モデル事業		都市住民、地域住民との協働	
	ヤギ放牧等棚田保全普及啓発事業	467	1地区	1,000
	中山間地域等生活・交流基盤整備推進事業	46,947	71,232	93,867
	市町村生産調整推進費	32,050	21,762	
	水田営農推進事業	5,176	4,900	7,856
	日本一の「おかやま黒まめ」ブランド強化事業	2,369		11,850
	備中地域農林水産物のPR推進		ビビットと備中支援	
	県内外への情報発信		アンテナショップ活用・イベント参加	
	女性の職能を生かした地域特産品づくり推進		プロチーム結成・特産品ガイド作成	
	おかやま米粉需要創造事業		フェアへの参加	
	明日のおかやま有機づくり事業	333	11,638	1,175
	めざせJ1！園芸作物ステップアップ事業	61,323	146,393	73,367
	6次化商品流通販売等促進事業		フェアへの参加	
	食料自給率向上に向けた啓発推進		対策会議設立他	
	食料自給率向上対策・地産地消運動の推進（地方振興事業調整費）			11,606
	おかやま地産地消推進事業		フェスタ参加他	
	農産物安全GAP推進事業	117		
	農作物鳥獣害防止対策事業	14,031	8,026	20,946
	鳥獣害防止総合対策交付金			2,000
	事業調整費（「備前おかやま」くだもの高付加価値化事業）	3,158		
	事業調整費（新技術・新品種等の導入による園芸産地活性化事業）	3,136		
	強い農業づくり交付金	4,157	23,011	111,910
	公共育成牧場活性化対策事業「みんなの牧場へ」ステップアップ事業	644	12,219	3,477
	肉用牛生産条件特別整備事業		19,507	7,798
	肉用牛広域後代検定推進事業	472	524	2,741
	和牛の放牧を活用した耕作放棄地解消対策事業（放牧適正和牛確保対策）	120	408	1,898
	畜産担い手育成総合整備事業	361,568	23,850	
	畜産環境対策指導		法対象農家228戸	
	水田を活用！高品質畜産物生産対策事業		14,373	887
	おかやま黒豚等産地づくり推進事業			7,757
	ライブストックフュージョン計画（地方振興事業調整費）			1,587
	土地資源活用飼料基盤拡大基本調査			36
	蒜山地域ジャージー活性化モデル事業			5,059
	美味しいジャージースイーツ全国発信事業（地方振興事業調整費）			4,232
	生乳集送基地洗浄水確保対策事業（地方振興事業調整費）			5,239
	美作発「元気印ソーセージ」開発事業（地方振興事業調整費）			920
	情報基盤整備（元気な地域づくり交付金）：放送施設			450,000

(2) 農地農村整備関係

農地農村整備等関係	国営付帯県営かんがい排水事業	1,340,000	配水路2005m他	122,000
	経営体育成基盤整備事業	39,000	ほ場整備	116,000
	防災ダム事業	100,000	堤体工	15,000
	県営ため池等整備事業	280,500	6箇所測量他	58,000
	農業用河川工作物応急対策事業	173,200		186,500
	地すべり指定管理・予防事業		7地区	
	地すべり対策事業		3箇所擁壁工他	144,000
	湛水防除事業	413,000		
	海岸保全施設整備事業	175,000	堤防工	
	県営用排水施設整備事業		水路改修	
	災害復旧事業		47箇所	90,096
	防衛施設周辺整備事業			109,699
	広域営農団地農道整備事業	1,026,000	井原芳井・阿新他	
	一般農道整備事業	65,146		100,000
	農道保全対策事業			120,000
	広域漁場整備事業	350,000		
	地域水産物供給基盤整備事業	45,000	潜堤捨石他	
	児島湾締切堤防等維持管理事業	296,236		
	国営造成施設県管理補助事業	126,571		
	国営造成施設管理体制整備促進事業	1,260		
	土地改良施設耐震対策事業	7,000		
	基幹水利施設ストックマネジメント事業	7,000	フラップ弁・ポンプ電動化	174,000
	海岸施設等維持管理事業	8,564		
	土地改良財産管理	3,348	国営造成施設・県営造成施設	
	元気な地域づくり交付金(かんがい排水)	333,100		
	元気な地域づくり交付金(ほ場整備)	124,000		
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(農業用排水施設)	108,000	生態系保全施設・自然環境保全活用施設	162,500
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(区画整理)	124,000		
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(農産物処理加工・直売施設)			242,762
	農業集落排水(資源循環)統合補助事業	84,800	処理施設・ポンプ施設等	762,000
	農地・水・環境保全向上対策	153,673	共同支援・営農支援	223,550
	H21年災害復旧事業	14,284		
	農地・農業用施設災害復旧事業			101,096
	基幹水利施設管理事業	23,838	笠岡湾地区	
	国営造成施設管理(管理体制整備型)	16,144		
	基幹的農業水利施設適正管理事業	20,457	ダム3箇所	
	非補助土地改良事業 小規模ため池補強元利償還助成事業	263,400		
	非補助土地改良事業		かんがい8地区・農道3地区	
	小規模土地改良事業	357,920	かんがい51地区・農道外30地区	244,461
	団体営ため池等整備事業		12地区	
	地域用水機能増進事業		ソフト・ハード事業	
	県営畑地帯総合整備事業		畑かん施設他	
	おかやま農村資源活用推進事業		農業振興関係の事業	1,471
	おかやま田園環境整備の推進		井原・総社	
	中山間地域総合整備事業		農業用排水・農道・ほ場・防災等	510,000

(3) 林業関係

	事務事業名	備前県民局	備中県民局	美作県民局
新林計画	森林整備地域活動支援交付金事業	31,102	総社・井原・矢掛・高梁・新見へ	245,209
	森林整備地域活動支援市町村推進事業	190		
	森林異動調査事業	49		
	ゆめ・みらい・おかやまの森づくり推進事業		保育のつどい等33回	
	松くい虫防除事業	57,370	散布・伐倒駆除・土壌改良・再生等	
	市町村提案型森づくり事業	8,901	樹幹注入・間伐材搬出促進	
	森林整備加速化・林業再生事業	3,907		188,468
	低コスト実践モデル団地設置事業			21,000
	林業・木材産業構造改革事業			93,689
	美しい森づくり事業	578	美しい森の修繕	
	おかやま森づくり県民基金事業(共生の森)	776	保育活動	
	おかやま森づくり県民基金事業(森林活動促進への支援)	2,011	行事開催・自主活動支援	
	緑と水の森林基金事業	1,650		
	緑の募金事業	2,863		
	県産材利用木造住宅資金利子補給事業		20	
	おかやま木で家づくり推進事業	30,900	28,800	
	木とふれある快適学習環境づくり事業	設置1,037組		
	おかやまの木でつくる快適環境整備促進事業	22,247	8,858	
	森林組合広域合併推進対策事業		びほく森林組合	
	おかやま森づくり情報発信事業	233	150	
	ニューフォレスター創造事業	7,612	雇用5人他	
	ニューフォレスター育成支援事業	2,510		
	間伐等森林整備促進対策事業		グラブ1台他	
	地球温暖化防止等間伐推進5ヶ年計画			623,229
	農山漁村活性化プロジェクト交付金		プロセッサ1台他	
	林業・木材産業改善資金		13,300	
	林業労働安全・安心推進事業	263		
	冷夏長雨緊急対策農林事業元利償還助成事業	844		
	狩猟・有害鳥獣駆除事業	14,984		
新林政策	森林保全管理事業		山火事予防等	
	造林補助事業	207,599	造林・保育・改良・作業路等	
	森林保全再生事業	31,738	間伐・作業道・搬出等	
	森林整備加速化・林業再生事業	2,000	間伐・作業道・里山再生等	
	市町村提案型森づくり事業	9,135		
	治山事業(県営)	359,399	12地区	366,692
	水源地域整備事業		水源地域整備	201,732
	治山事業(団体営)	7,150	林地災害防止・林地災害復旧	
	林道災害復旧事業			14,063
	地すべり防止事業			50386
	林道整備事業(県営)			484,779
	林道事業(団体営)	88,975	開設・改良・舗装・小規模林道含む	552,080
	小規模林道整備事業(単県)			155,464
	条件不利森林公的整備事業		搬出間伐	
	安全・安心おかやま農山漁村基盤臨時整備事業		43,319(農地農村整備等も含む)	77,300

各県民局における農林水産事業部の支出の内訳は次のとおりである。

	備前県民局	備中県民局	美作県民局
農業費	986,824,119	780,657,355	1,366,415,682
畜産業費	214,485,648	27,090,449	45,438,119
農地費	4,516,635,925	3,145,164,207	2,028,250,487
林業費	448,648,933	1,069,081,925	2,569,427,598
水産業費	270,442,107	95,823,000	
合計	6,437,036,732	5,117,816,936	6,009,531,886

4 業務の種類と現状

農林水産事業部では、ハード事業（農林土木等）・ソフト事業（農林振興等）・普及事業を行っている。

（1）ハード事業

ハード事業には、農道整備・ため池補修・林道整備・治山などがある。農道整備事業の流れは、次のとおりである。聞き取りの結果、工事関係の流れは、農業土木・森林土木・建設部と共通とのことであった。

ハード事業には、「実施設計」「用地交渉」「施工管理」「竣工検査」等現場に赴くことが多い事務がある。

農業土木部門については、各地域事務所に施工管理部門を置き、そこから現場に赴いているので、施工管理のための現場までの距離は地方振興局時代と変わらない。しかし、1,000万円以上2億円までの工事について、県民局で入札が行われるようになったので、説明や入札のために設計図書を持って地域事務所から県民局に複数回赴くことが必要となっている。1,000万円未満の工事についても、検査参事に説明するため県民局に赴いているとのことであった。このように県民局となった後、説明や入札のための移動が増加している。

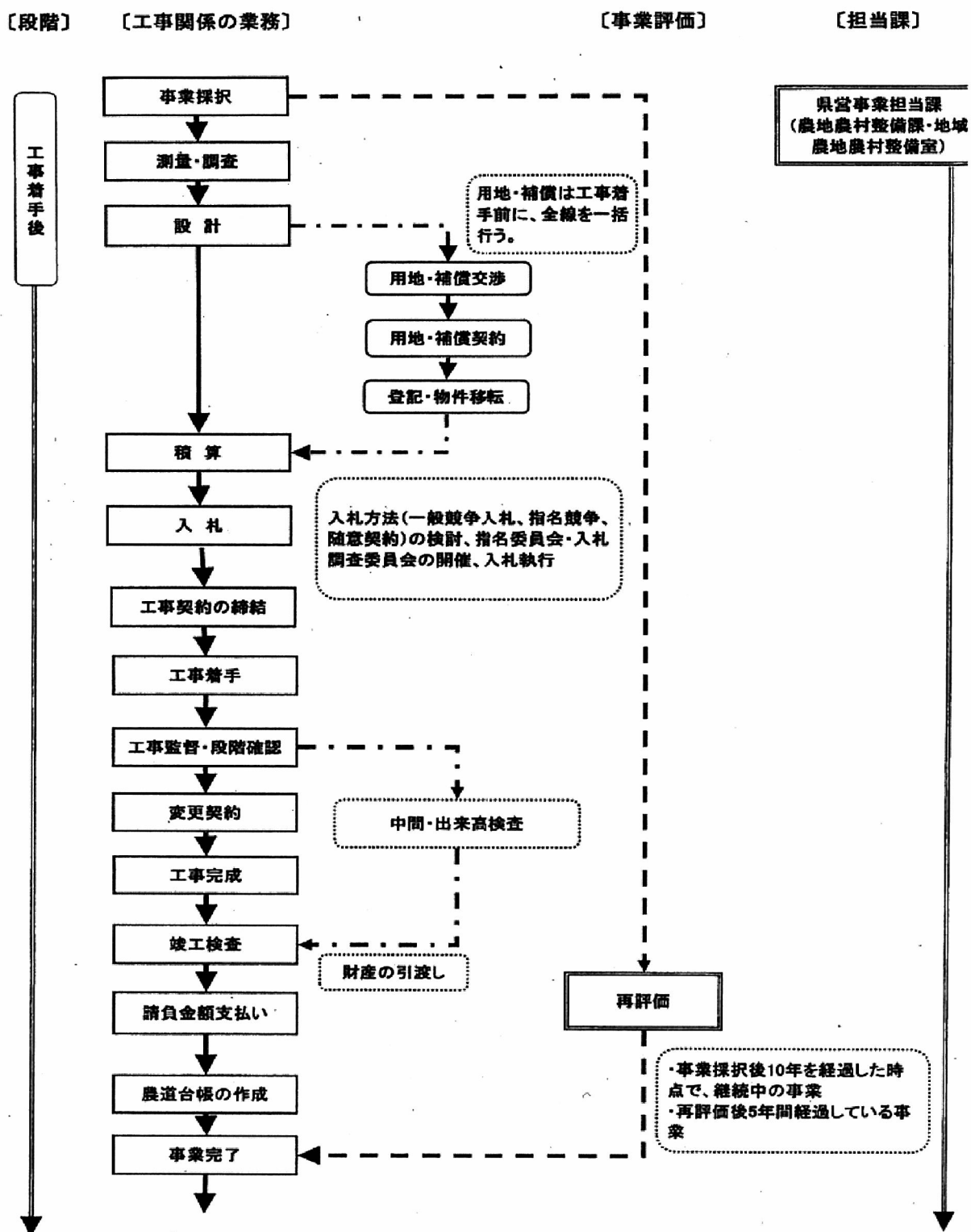
森林土木部門については、施工管理部門を3県民局に集約したため、県民局から遠方の現場に赴く必要が生じ、現場への移動距離が大幅に増加している。

農業土木部門が地域事務所に施工管理部門を残したにもかかわらず、森林土木部門が施工管理部門を県民局に集約しており、両部門に方針の違いがある。工事件数の違い等が影響した可能性がある。

以上のとおり、3県民局とも地方振興局当時に比べて、移動距離と移動時間が増加している。特に、備中県民局は、県民局が置かれている倉敷市が管内の南東端に位置しており、県北の新見・高梁地域との移動距離が長くなっている。

農道整備事業の工事の流れは次ページのとおりである。

農道整備事業の流れ 《工事関係》



(2) ソフト事業

ソフト事業には、工事管理を含まない振興事務、許認可事務、委託事務、補助金、交付金、貸付金等の事務がある。ソフト事業は、地域による特性はあるものの、交付金や補助金の関係もあって、県下全域で実施されている事業が多い。許認可事務の中には、市町村に権限移譲した事務もある。

(3) 農業普及事業

生産性や品質の向上、経営発展のためには不断の技術革新が必要であるが、農業分野の技術革新は、農業者の自助努力のみでは困難であり、公的試験研究機関等で開発された革新的な技術を現場にあった形で普及することが重要であるとの認識の下で、農業普及事業が実施されてきた。

農業普及事業は、試験研究機関と農業者の橋渡し役として、公的試験研究機関等で開発された革新的な技術を現場にあった形に組み立て、農業者に普及するというものである。普及の方法として、講習会を開催することもあるが、直接農家に赴いて活動することも重要である。普及事業には、農家との信頼関係が必要である。また、年1回しか収穫できない農作物も多く、果樹のように収穫までに数年を要する作物もある。このような場合、1年ないし数年サイクルとなる。

農業普及事業は、農業改良助長法に基づき、国と都道府県の協同事業として実施されている。平成16年以前、各都道府県に地域農業改良普及センターが必置され、一定の資格をもった普及職員を配置していた。普及職員は、現場で直接農業者に普及活動する「改良普及員」と改良普及員に対する指導などを行う「専門技術員」の2種類があった。

平成16年農業改良助長法が次のように改正された。

- ・普及職員を「普及指導員」に一元化
- ・普及センターの必置規制を廃止
- ・普及手当の弾力化（普及手当支給の上限規定を廃止）

法改正を踏まえ、国では、次の見直しが実施された。

- ・革新的技術・経営方式の普及、地域農業のコーディネートに事業を重点化
- ・資格試験受験要件の引上げ等による職員の資質向上
- ・国から都道府県への交付金を縮減

上記法改正と見直しを受けて、岡山県においても、農業改良普及センターについて組織の見直しが行われた。普及活動は、試験研究機関との協力関係を持ちながら、現地で実施するという性質を持っている。農業改良助長法の改正を受けて、岡山県は、平成16年の業務仕分けにおいて「農業改良普及センターを技術・経営方式の普及や地域農業のコーディネートを担当する農林水産事業部の一つの部門として位置づけるとともに、現地機関においても普及・指導業務機能を持たせて実施し、一体的に業務を執行する。」という方針を検討し、平成18年度に、現地で普及活動を実施することを勘案して9箇所の設置状況と業務内容は変更せず、名称を「農業普及指導センター」に変更し、農林調整部門と普及部門の連携をより強化するため、農業総合センターの一部門から県民局の農林水産事業部の中に位置づけを変更して、地域の行政施策との一体的推進を目指した。

普及指導員は、作物・花き・果樹などの専門に分かれて、地域ごとに活動している。そのため、農業普及指導センターの各班にそれぞれの専門職は1～2名という状況にあり、普及活動の効果は普及指導員個人の資質に頼らざるを得ない体制となっている。

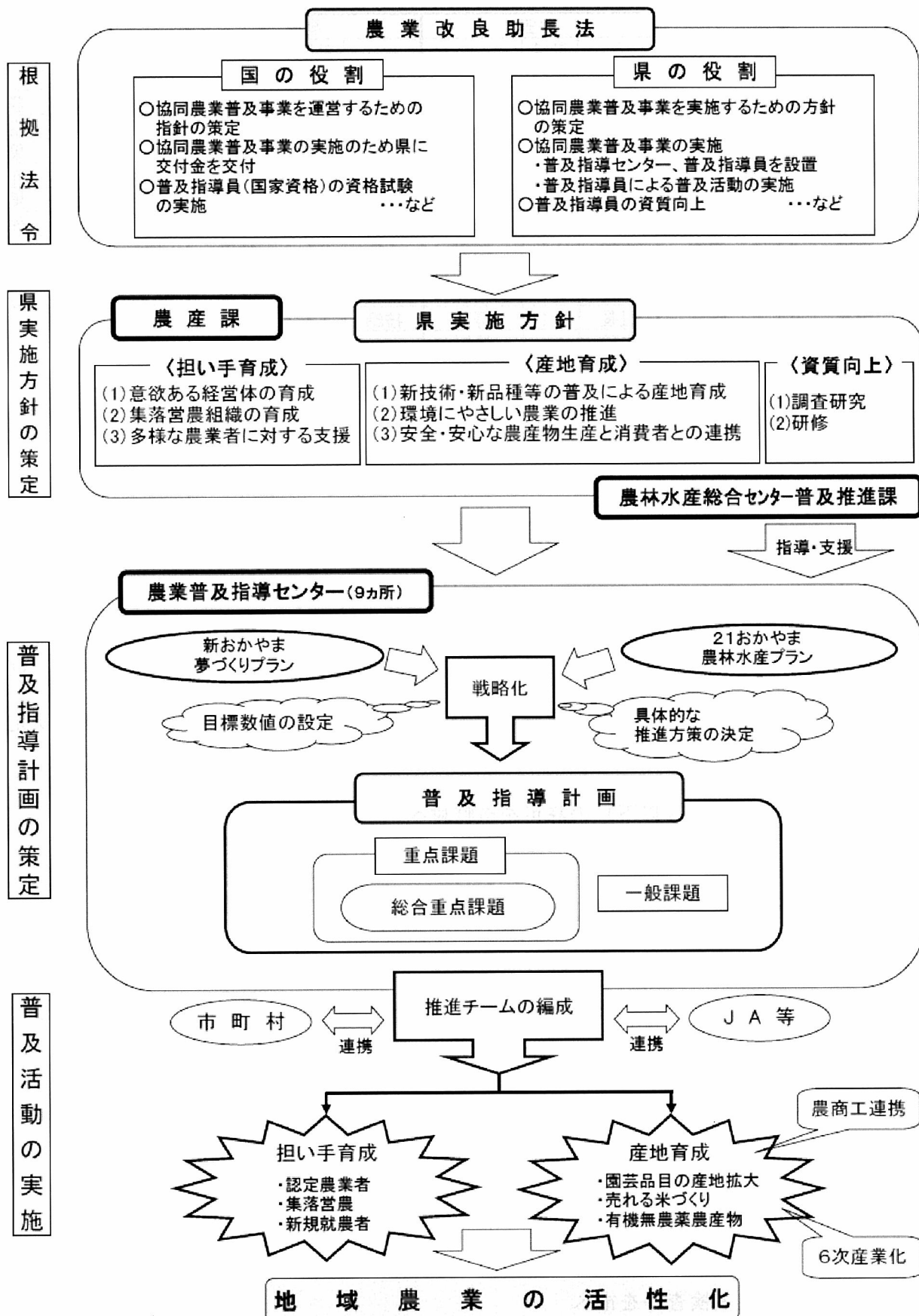
普及指導員も県職員であることが影響して、ごく一部の例外を除いて勤続期間が短い。農業普及活動を実効的に行うには、農家との信頼関係の構築が不可欠である。信頼関係は個人対個人の関係であり、個別の農家から普及指導員の知識・意欲・人柄などを知って信頼されるまでには一定の時間を要する。したがって、短期間で信頼関係を構築することは容易でない。また、農作物の中には、果樹や米など収穫までに1年以上のサイクルとなる作物も多い。

普及指導員の勤続期間が短いと、農家との信頼関係構築が困難となる上、普及事業について、収穫までに1年ないし数年を要する作物の場合、プラン・ドゥー・チェック・アクション（PDCA）という対応ができない。

また、上述のとおり、農業普及事業には、経営方式の普及や地域農業のコーディネートも期待されるようになっており、また、TPPなど「平成の開国」が議論されている状況において、技術指導だけでなく、マーケティングも含めた強い農業の育成支援が課題となっている。

岡山県の農業普及指導事業の体制は次ページのとおりである。

農業普及指導事業



備中県民局管内の農業普及指導センターの産地指導班(H21.5.1)

倉敷			井笠			高梁			新見		
職名	勤続年数	専門分野	役職	勤続年数	専門分野	役職	勤続年数	専門分野	役職	勤続年数	専門分野
所長	1.1	農業	所長	1.1	農業	所長	1.1	農業	所長	0.1	農業
班長	1.1	花き	班長	4.1	作物	班長	0.1	作物	班長	2.1	畜産
主幹	2.1	畜産	副参事	1.1	畜産	副参事	4.1	作物	副参事	1.1	果樹
主任	1.1	野菜	主幹	1.1	花き	副参事	1.1	野菜	主幹	0.1	作物
主任	5.1	作物	主任	1.1	野菜	主幹	3.1	果樹	主幹	2.1	果樹
主任	3.1	野菜	主任	0.1	果樹	主幹	1.1	花き	主任	3.1	作物
主任	2.1	果樹	主任	1.1	果樹	主任	0.1	野菜	主任	0.1	野菜
技師	4.1	野菜	主任	2.1	野菜	主任	0.1	果樹	主任	0.1	花き
技師	1.1	作物	主任	0.1	果樹	主任	0.1	畜産	技師	1.1	野菜
班長	0.1	野菜	班長	0.1	野菜	技師	1.1	果樹			
副参事	0.1	果樹	主幹	2.1	果樹						
主幹	0.1	作物	主幹	1.1	作物						
主任	0.1	花き	技師	2.1	畜産						
主任	0.1	作物	技師	1.1	野菜						
主任	1.1	野菜	技師	2.1	果樹						
技師	2.1	農業									
技師	2.1	果樹									
平均	1.57		平均	1.37		平均	1.2		平均	1.1	
人数	17		人数	15		人数	10		人数	9	

5 事務移譲と協働の現状について

上述のとおり、ソフト事業は、市町村への事務移譲を行うこととされていたが、平成17年から21年までの間で、農林水産事業分野において市町村への事務移譲が決定したのは、下記のとおりである。

- (1) 農地転用（4ha以下）の許可を市町村へ
- (2) 耕作目的の農地の権利移動の許可を市町村へ
- (3) 農用地区内における開発行為の許可を市町村へ
- (4) 農地賃貸借契約の解約等の許可を市町村へ
- (5) 土地改良区等における換地計画に関する事務を市へ
- (6) 土地改良区の定款等に関する事務を市へ
- (7) 土地改良区の監督に関する事務を市へ
- (8) 土地改良区等における事業計画の適否決定及び認可を市へ
- (9) 保安林内の立木伐採等の届出等を市町村へ
- (10) 卸売市場の開設許可等を政令市へ
- (11) 牧野への立入検査等を市へ
- (12) 農用地造成事業等に係る土地改良区と農用地外資格者との調整等を政令市へ
- (13) 地すべり防止区域内の制限行為の許可等（農林水産省所管分）を中核市へ

その他、農林水産事業分野において、今後、事務移譲する対象となっているのは、次のとおりである。

- (1) 農住組合の設立認可等
- (2) 交換分合計画等の認可等
- (3) 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定等
- (4) 家畜排せつ物の適正な管理に係る指導等に関する事務
- (5) 農業協同組合（専門農協に限る）の設立・解散認可等
- (6) 農事組合法人の設立・解散届出の受付等
- (7) 森林組合の設立・解散認可等
- (8) 漁業協同組合の設立・解散認可等

第4 他府県の特徴ある取組状況

1 島根県（農業土木部門と建設部土木部門の統合）

島根県では、平成18年4月、農業土木及び森林土木（実施設計、用地交渉、入札、施工管理、竣工検査等）と、土木建築事務所を統合して、県土整備事務所を設置した。農・林・土木の一体的整備を可能とする、効率的運営を可能とする、地域密着体制確保・危機管理体制維持を可能とすることなどを目標としている。

その概要、メリットとして公表されているのは、下記のとおりである。

公共事業の新たな執行体制について

(組織検討委員会 報告)

1. 新たな執行体制の概要

今後の事業費の動向をふまえ効率的に事業執行を行う観点から、農林水産部地方機関の公共事業実施部門と土木部地方機関とを統合し、新たに県土整備事務所(仮称)を7圏域単位に設置する。

統合する内容は、農林振興センターで行っている公共事業すべての分野についての事業実施機能(実施設計、用地・換地、入札、施工管理、竣工検査等)と、土木建築事務所の機能全部。なお、農林ソフト部門との連携を保つため、調査計画機能は新たな農林振興センター(東・西・隠岐)内に設置。

また本庁については、調整部門の強化、連携協議の実効性向上策等を行う。

2. 統合のメリット

- ①住民からの意見、苦情等の窓口が一本化することにより、県民サービス向上が図られるとともに、わかりやすい組織となる。
- ②ひとつの事務所に農・林・土木の情報が入り、その情報を計画段階に還元することにより、一体的な整備が今まで以上に効率的で円滑に進められる。
- ③建設業界に対して、地域バランスや発注時期を調整した一元的な発注計画を示すことが可能となる。
- ④職員の意識改革が進み、双方の技術ノウハウを持ち寄ることが容易となる結果、より質の高い施工が可能となる。
- ⑤事業実施段階での各種調整が容易となる。
- ⑥共通的な業務の人役(入札契約業務、工事検査等)を効率化できる。
- ⑦業務用の公用車、備品等の稼働効率が上がリ経費節減につながる。
- ⑧今後の事業費減少により人員を削減していく中で、農林、土木単独の場合、現行の7圏域の事務所配置からさらに6以下への統合を検討しなければならないが、地域密着体制確保や危機管理機能(水防、除雪、災害等)維持の観点からは問題がある。統合事務所として一定の事業量、人員を確保することにより、7圏域体制の維持が図られる。

3. 統合の実施時期：平成18年4月

※なお、平成16年度対比で公共事業費の概ね半減を予定している平成20年度を目途に、土木事業所の執行体制や、漁港整備事業等の一体化を検討する。

※参考：一般公共事業費の試算(空港、ダム等プロジェクト分を除く。単位:億円)

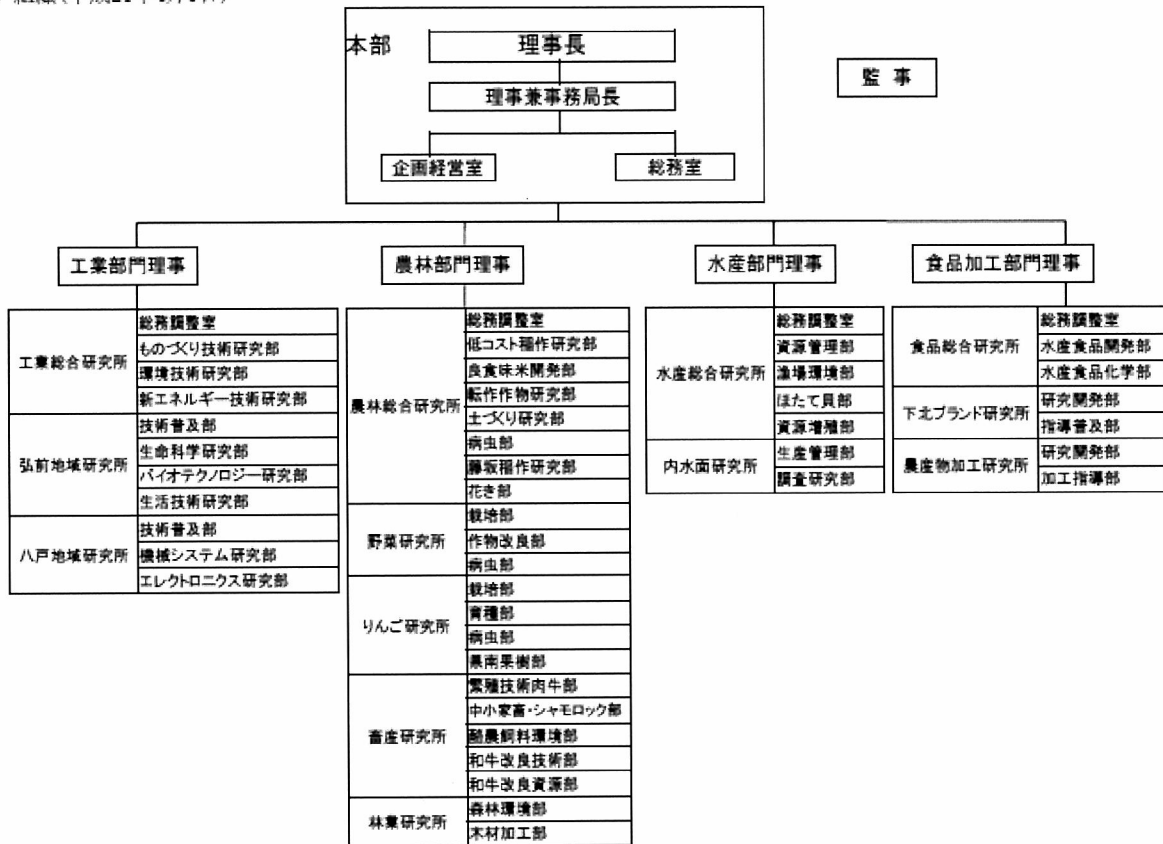
	H16	H17	H18	H19	H20
農 林	286	239	210	170	130
土 木	651	571	450	380	330
合 計	937	810	660	550	460
H16対比		86%	70%	59%	50%

2 研究部門の地方独立行政法人化(青森県・北海道)

青森県と北海道では、工業部門と農業部門の試験研究機関を統合して、地方独立行政法人を設立した。

【地方独立行政法人青森県産業技術センター】は、平成21年4月1日に設立された。その組織及び同年度の決算状況は下記のとおりである。

(1) 組織(平成21年4月1日)



1 予算

(単位:百万円)

項目	平成21事業年度 予算(A)	平成21事業 決算(B)	増減額 (B)-(A)
収入			
運営費交付金	4,560	4,437	△ 123
自己収入	198	243	45
売払収入	168	209	41
使用料及び手数料収入	8	9	1
農商工連携ファンド運用益収入	20	19	△ 1
雑収入	2	6	4
受託研究等収入	225	256	31
補助金	2	470	468
借入金収入	2,800	2,800	0
計	7,785	8,206	421
支出			
業務費	4,278	3,922	△ 356
試験研究経費	1,369	1,111	△ 258
農商工連携ファンド補助金経費	20	9	△ 11
人件費	2,889	2,802	△ 87
一般管理費	480	639	159
(内人件費)	(397)	(469)	(72)
受託研究等経費	225	256	31
補助金	2	470	468
農商工連携ファンド造成費	2,800	2,800	0
計	7,785	8,087	302
収入-支出	0	119	119

2 収支計画

(単位:百万円)

項目	平成21事業年度 収支計画(A)	平成21事業 年度実績(B)	増減額 (B)-(A)
費用の部	5,369	5,075	△ 294
経常費用	5,156	4,824	△ 332
業務費	4,391	3,956	△ 435
試験研究経費	1,257	940	△ 317
受託研究等経費	225	227	2
農商工連携ファンド助成経費	20	9	△ 11
職員人件費	2,889	2,780	△ 109
一般管理費	480	639	159
財務費用	0	1	1
雑損	0	0	0
減価償却費	285	228	△ 57
臨時損失	213	251	38
収益の部	5,369	5,132	△ 237
経常収益	5,156	4,881	△ 275
運営費交付金	4,449	3,893	△ 556
受託研究等収益	225	255	30
農産物等売払収益	168	209	41
使用料及び手数料収益	8	9	1
農商工連携ファンド運用収益	20	19	△ 1
財源措置予定額収益	0	99	99
補助金収益	0	23	23
雑益	2	6	4
財務収益	0	1	1
資産売却運賃費交付金等戻入	100	45	△ 55
資産売却物品受贈額戻入	183	319	136
資産売却補助金等戻入	1	3	2
臨時利益	213	251	38
純利益	0	57	57

3 資金計画

(単位:百万円)

項目	平成21事業年度 資金計画(A)	平成21事業 年度実績(B)	増減額 (B)-(A)
資金支出	7,785	12,012	4,227
業務活動による支出	4,872	4,105	△ 767
投資活動による支出	2,913	7,559	4,646
財務活動による支出	0	3	3
次期中期目標期間への繰越金	0	346	346
資金収入	7,785	12,012	4,227
業務活動による収入	4,965	4,814	△ 151
運営費交付金による収入	4,560	4,338	△ 222
売払収入	168	196	28
使用料及び手数料収入	8	9	1
雑収入	2	26	23
受託研究等による収入	225	224	△ 1
補助金等による収入	2	22	20
投資活動による収入	20	4,398	4,378
財務活動による収入	2,800	2,800	0

【地方独立行政法人北海道立総合研究機構】は、平成22年4月1日に設立された。

組織は次のとおりである。

理事長

理事

監事

経営企画部

研究企画部

連携推進部

【所在地：工業試験場内】

農業研究本部

中央農業試験場（長沼町）※

└ 岩見沢試験地（岩見沢市）、遺伝資源部（滝川市）

上川農業試験場（比布町）

└ 天北支場（浜頓別町）

道南農業試験場（北斗市）

十勝農業試験場（芽室町）

根釧農業試験場（中標津町）

北見農業試験場（訓子府町）

畜産試験場（新得町）

花・野菜技術センター（滝川市）

水産研究本部

中央水産試験場（余市町）※

函館水産試験場（函館市）

釧路水産試験場（釧路市）

└ 加工利用部（釧路市）

網走水産試験場（網走市）

└ 加工利用部（紋別市）

稚内水産試験場（稚内市）

栽培水産試験場（室蘭市）

さけます・内水面水産試験場（恵庭市）

└ 道北支場（増毛町）、道南支場（八雲町）
道東支場（中標津町）、道東内水面室（網走市）

森林研究本部

林業試験場（美唄市）※

└ 道南支場（函館市）、道東支場（新得町）
道北支場（中川町）

林産試験場（旭川市）

産業技術研究本部

工業試験場（札幌市）※

└ 野幌分場（江別市）

食品加工研究センター（江別市）

環境・地質研究本部

環境科学研究センター（札幌市）※

└ 道東地区野生生物室（釧路市）、道南地区野生生物室（江差町）

地質研究所（札幌市）

└ 海洋科学研究センター（小樽市）

建築研究本部

北方建築総合研究所（旭川市）※

└ 構造計算適合性判定センター（札幌市）

※ 研究本部設置場所

第5 結果及び意見

1 ハード（農業土木）部門について

- （1）県民局への集中化に伴う移動距離と時間の増加の実態を把握するため、移動時間・移動距離・用務の内容・支出の変化について調査すべきである（指摘事項）。

地方振興局から県民局への組織変更に伴い、職員の移動距離が増加したとの話が多く、多くの職員から寄せられた。職員の移動距離の増加は、仕事の効率性の観点から人件費に影響するだけでなく、ガソリン代や車両代などの経費支出にも影響する。

大変な労力をかけて、地方振興局から県民局へという重大な組織変更を行った以上、その効果を正確に把握することは、県民に対する義務である。人員削減による効果だけでなく、移動距離の増加による経費支出増加も評価しないと、組織変更の正確な評価はできない。

しかしながら、岡山県は、移動時間・移動距離・用務の内容・支出の変化について、これまで、全く調査を行っていないとのことであった。

本監査において、移動距離の増加を数字として明らかにする目的で、「岡山県公用車予約・管理システム」で公用車の利用状況を確認することによって、平成16年度との比較を行えないかを検討した。しかしながら、同システムでは比較検証ができないことが判明し、独自調査を断念した。

組織変更の結果、移動距離の増加による経費支出の増加というマイナス面が指摘されている以上、実態を把握して適切な対策を講じて、無駄を削減するために、実態調査を行うことが必要である。

- （2）県民局から現場に出張する場合、現場近くの地域事務所への出勤ないし現場への直行直帰を柔軟に認める運用を検討すべきである（意見）。

県民局に勤務している者が現場に赴く場合、県民局に出勤し、公用車を使用して現場に赴き、用務を済ませて、県民局に帰ってから帰宅している状況である。ヒアリングにおいて、森林土木や災害対策等に関して「地方振興局から県民局への組織変更後、現場との距離が遠くなって移動距離と移動時間が増加した。特に、備中県民局において、新見管内・高梁管内への出張が遠距離で距離と時間を要している。」という意見が寄せられた。

管内の地域事務所に近い現場の場合、地域事務所に出勤して現場に赴き、用務を済ませて地域事務所に帰るという方が効率的なケースがある。地域事務所への出勤と

いう運用について、ヒアリングしたところ、柔軟な運用を行うことについて特に異論はなかった。地域事務所への出勤という運用を行う場合、出勤先が異なることになる関係で通勤手当の支給に問題があるのかもしれないという懸念が示された。しかし、これは、運用上の問題であって、通常の出張の場合と大きく異なるものとは思われない。

現場への直行直帰について、ヒアリングの結果、許可を得れば自家用車による出張が可能とのことであった。ただし、自家用車の利用を認める場合、事故があった場合のリスク回避を検討する必要がある。

(3) 地域事務所の工事発注権限を拡大すべきである（意見）。

平成20年度までは、支局室長決裁で4000万円未満の工事について支局で工事発注を行っていた。支局から地域事務所になった平成21年度は4,000万円未満も部長決裁となり、県民局で工事発注を行った。平成22年度から、1,000万円未満の工事について、地域事務所の副部長決裁で入札を行っているが、1,000万円以上1億円未満は農林水産事業部長決裁、1億円以上2億円未満は県民局長決裁で県民局において入札を行い、2億円以上は本庁で決裁し、県民局で入札を行っている。

県民局で入札を行う場合、地域事務所の担当者が工事関係図書をもって県民局に説明に行く。ヒアリングによると、説明する上司の都合がつかなければ、何日にもわたる場合もあるとのことであった。このように県民局体制に移行した後、地域事務所管内の工事を発注する場合、地域事務所の担当者は県民局との往復のために、移動距離と時間を要するようになった。

発注金額の割合を勘案して副部長の決裁権を拡大して、地域事務所の工事発注権限を拡大すれば、地域事務所の担当者が説明のために県民局へ赴く回数は減少する。これにより、人件費の面でも交通費の面でも効果が期待できる上、職員のモチベーションアップも期待できる。

地域事務所の工事発注権限を拡大することによって、地域事務所職員を増員する必要が生じるのではないかという懸念も指摘されており、県民局から地域事務所へ異動させるなど工夫を行い、総人員を増加させないようにする必要がある。

(4) 農林水産事業部と建設部との人事交流を活発化し、農林土木職の大多数に建設部の事務ができる能力をつけさせるべきである（意見）。

「農林水産事業部と建設部のハード部門の一体化」は、県民局への再編直前に検討されており、効率性のある事務の執行を目指すという意味で興味深い提案である。

土木工事における農林水産事業部と建設部の事務内容の差異についてヒアリングを行ったところ、概ね次のような回答があった。

「根拠法令が異なっているため整備目的が異なり、事業採択までは異質である。ため池やほ場整備など農業土木特有の事務がある。土木工事の進め方や管理の仕方は共通している。一部で人事交流が行われている。一体化は以前から検討されているが、現在、補修工事などについて計画段階から同じ者が一貫して行っており、いずれが効率的かの比較は難しい。」

根拠法令が異なっているため、採択までに差があることは確かであるが、土木工事の進め方や管理の仕方は共通しており、島根県のように整備目的などの計画は別部署が行うという体制もありうる。

また、同一人が計画段階から最後まで担当する体制には相応の合理性もある。しかしながら、職員が2－3年で異動となっている現状をみると、ある程度の期間と予算を要する工事について計画段階から一貫して担当することはほとんどなく、職員の異動に伴って引継ぎが行われているのが実情である。

ため池やほ場整備などの農業土木特有の工事についても、人事交流によって経験を積むことにより建設部の職員でも対応可能となり得る。

現在、土木職を農林水産事業部に配属し、逆に農林土木職を建設部に配属するという人事交流を行っているが、その人数はごくわずかである。

将来に向けて建設部と農林水産事業部との人事交流を更に活発化すべきである。このことは、各職員の能力アップにもつながり、今後の柔軟な組織変更を可能にする効果を持ち、ひいては、人件費の削減効果も期待できる。

- (5) 農林水産事業部の「実施設計」「用地交渉」「施工管理」「竣工検査」等を建設部に統合し、農林土木と建設部の施工部門を地域事務所に置き、地域事務所に部長と同等の決裁権限を付与して、柔軟かつ効率的な組織体制を検討すべきである（意見）。

「実施設計」「用地交渉」「施工管理」「竣工検査」等は、現地で実施すべき業務であり、農林土木と建設部とで工事の進め方に差はない。両者を統合することによって、人員削減も期待できる。

さらに、これによって、移動距離と移動時間の削減による効果だけでなく、同一人が複数の仕事をこなすことによる人件費削減効果が期待できる。現地における災害時の緊急対応体制も強化できる。計画的な社会基盤整備、決め細やかな管理、仕事量に応じて柔軟な人員配置が可能となる。そして、部長と同等の権限（1億円までの工事についての決裁権限）を付与することにより、ほとんどの工事が地域事務所で完結し、決裁や入札のために大量の書類をもって県民局を往復する必要もなくなる。

島根県では、平成18年、県下7圏域に「県土整備事務所」を設置し、農業土木のうち「実施設計」「用地交渉」「施工管理」「竣工検査」等を土木部門と統合し、県下3か所の「農林振興センター」には「調査計画機能」のみを残すという形で、土木部門との統合を実施している。このように、農林水産事業部と建設部のハード部門と一体化することは可能である。

農林水産事業部と建設部のハード部門の一体化は、岡山県においても検討されていたのであるから、先行実施した島根県の県土整備事務所の取組とその効果を検証すべきである。なお、島根県の取組を評価する場合、県土事務所内における専門職種の配置状況の変化を見るなどして土木部門と農業土木部門との一体化の進捗状況を調査すべきである。また、土木のハード部門を県下7圏域に置いていることの意味とその効果についても検証すべきである。

2 ソフト部門について

- (1) 県が担当しているすべての許認可事務について、再度洗い出しを行い、可能なものはすべて市町村へ事務移譲し、不可能なものについても窓口事務を市町村に事務委託をするべきである（意見）。

岡山県の農林水産部門は、市町村への権限移譲が比較的すすんでいる。しかし、いまだ県に残っている事務がある。完全に移譲されることなく事務が残っていると、

人員を配置する必要があるだけでなく、申請窓口を県民局に集中すると、県民は、県民局に赴いて申請しなければならない。県民が近くで申請できるようにするためには、地域事務所に受付部門を残すことが必要になる。

市町村に事務移譲することは、県民サービスの観点からも、県組織のスリム化の観点からも有益である。

(2) 同じ内容の委託事業や補助事業が各県民局それぞれで行われている例が相当数ある。

これら事業のうち、本庁に引き揚げた方が効率的なものがないかどうかに関して、再度、洗い直しをすべきである（意見）。

新規就農トータルサポート事業、中山間地域等直接支払交付金など同じ内容の委託事業や補助事業について、3県民局それぞれが行う場合、それぞれに担当者が必要であるが、本庁が担当すれば1名で足りる。

委託や補助を受けている者について、市町村等の公的機関や外郭団体等も多く、本庁へ来させることについての県民負担を考慮する必要のない相手も相当数ある。

現地に赴いて確認する必要や現地の状況を把握する必要があるケースもあるが、現地へ赴く頻度や内容を精査することが必要である。

3 普及部門について

(1) 普及指導員について、異動頻度を減らして勤続年数を延ばすべきである（意見）。

農業普及活動について、直接農家に赴いて活動することが重要であり、農家との信頼関係が基礎になければならない。信頼関係は個人対個人の関係であり、普及指導員の知識・意欲・人柄などを知って個別の農家から信頼されるまでには一定の時間を要する。したがって、短期間で信頼関係を構築することは容易でない。また、収穫までに1年ないし数年かかる作物もある。普及指導員が、農家との信頼関係を構築し、プラン・ドゥー・チェック・アクション（PDCA）という対応を行うためには、ある程度長期間、同じ部署で活動する必要がある。

しかるに、上述したとおり農業普及員の勤続年数は、一部の例外を除き、あまりにも短い。同一部署での勤続年数が短いことは県職員全体の特徴であり、この人事は癒着防止には効果がある。しかし、農業普及活動については例外を認めないと効果があがらない。

(2) 農業普及部門について、組織の位置づけを再検討すべきである（意見）。

農業普及活動は、試験研究機関と農業者の橋渡し役として、公的試験研究機関等で開発された革新的な技術を現場にあった形に組み立て、農業者に普及するというものである。試験研究機関との関係を維持しながら、現地で活動を行うという二面性がある。

農業改良普及センターの必置規制がなくなり、岡山県は、農業普及指導センターを県民局の農林水産事業部の一部門に位置づけ、部内の他課との協働に期待した。しかし、ヒアリングによると、課長間での定期的な会議は行われているものの、普及指導員の活動については変化がないとのことであった。農業普及指導センターが県民局の農林水産事業部の一部門に位置づけられたことは普及活動に影響していない。

また、TPPなど国際的な市場開放圧力が強まる中、農業普及については販売先や販売方法を含めたマーケティングも踏まえた活動が期待されている。農業普及員個人の研修による能力アップでは、到底対応できない状況である。

ヒアリングによると、県民局の農林水産事業部でのマーケティング活動は、農協と協力して日本国内数箇所にアンテナショップを出している程度であった。従って、県民局の農林水産事業部との協力関係を強めても、国際的戦略はおろか、日本国内への販路開拓などのマーケティング力は強まらない。

岡山県において、マスカットやピオーネや黒豆など特産品の普及において農業普及活動が大きな成果をあげてきたことは評価すべきである。しかし、販売先も見据えた普及活動は行われてこなかった。

農業普及については、試験研究機関との協力関係と現地での地道な活動だけでなく、マーケティングの提案も含めた活動が期待される。この3つを機能させることが可能な組織体を検討して、農業普及部門の位置づけについて再検討すべきである。

(3) 農業普及部門を試験研究機関に戻して、農業普及活動も含めて試験研究機関を独立行政法人化することの是非について調査すべきである（意見）。

青森県や北海道では、試験研究機関を統合して、地方独立行政法人を設立した。農林水産部門については、試験研究の過程で販売可能な商品ができる。試験研究部門は、他の研究機関との協力関係を持つなどして、効率的な運営を行うことが可能である。つまり、試験研究機関は、「経営」という観点を入れることが可能である。

ブランド戦略についても、既に県内の一部地域のブランドが確立しているにもかかわらず、県が関与すると、県全域を踏まえたブランド化を図る必要から別の全県統一ブランドを推進している例がある。つまり、県が関与した場合、県内の一部地域だけのブランドを売ることができない。この点についても、地方独立行政法人であれば、ある程度、自由にブランド化戦略を行うことが可能となる。

農業普及部門についても、マーケティングという効果が期待されている現状では、「経営」という観点が必要となってきた。「経営」という観点で対応可能な組織体に担わせることによって、普及指導員個人の資質に頼っている農業普及活動から、組織としての農業普及活動に変更できる可能性がある。また、「経営」という観点からみた普及指導員の効率的な配置も可能となり、同一場所での勤続年数の問題もクリアできる。

農業普及活動は、性質上、農業協同組合その他都道府県以外の団体が行うことも可能である（農業改良助長法6条3項参照）が、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるので、効率的に行わせるため、地方独立行政法人が実施するのが相当である。

ただし、協同農業普及事業は、都道府県と農林水産省が協同して行う事業とされており、国から都道府県に対して交付金が支給されている。この交付金を受領できる仕組みを維持することも重要である。

交付金は、各都道府県の農業人口、耕地面積及び市町村数を基礎とし、各都道府県において協同農業普及事業を緊急に実施することの必要性等を考慮して政令で定める基準に従って決定される（同法6条2項）とされている。

協同普及事業とは、大要、次に掲げるものとされている（同法7条）。

- ① 普及指導員を置くこと
- ② 普及指導員が普及活動を行うこと
- ③ 普及指導センターを運営すること
- ④ 普及指導協力委員が活動を行うこと
- ⑤ 農業者研究教育施設において農業後継者に研修教育を行うこと
- ⑥ 普及指導員の研修、農村青少年団体の指導者の育成を行うこと

県に普及指導員を置くことが交付金を受けるために必須であれば、県職員である普及指導員を地方独立行政法人に出向させるという方法もあり得る。

平成23年3月25日 岡山県公報 号外

まずは、岡山県内の他の地方独立行政法人（岡山県精神科医療センターなど）の状況から独立行政法人化による効果を分析しつつ、先行した二道県の試験研究機関独立行政法人の状況を調査して、今後の対応について不断の検討を継続すべきである。

第5款 建設部

第1 再編に先行して行われた業務仕分け

- 1 平成17年の地方振興局から県民局への再編に先行して行われた業務仕分けにおいて、建設部については以下のとおりの検討が行われていた。

(1) 地方振興局の現状と課題

- ハードからソフト重視への施策転換に伴い従来型の公共工事の進め方が急速に見直される中で、事業費は減少しているものの、コスト削減、事業評価など業務は複雑、多様化しており、それらの課題に迅速に対応できる組織、さらには職員の意識改革が求められている。
- 設計書の電子化、電子入札、電子申請など業務の電子化の波が急速に押し寄せている。
- 災害時における初動体制の一層の充実が求められており、その拠点としてのウエイトが高まっている。
- 各局建設部（事務所）間で事業費・発注件数に相当の開きがあり、例えば、岡山局建設部では県全体の4分の1の事業費を抱えるなどバランスを欠いた状況になっており、また、一方で玉野・建部建設事務所については、市町村合併の進展により所管区域の見直しを検討せざるを得ない状況となっている。
- 県有施設については、県の直接管理から市町村・業者への管理委託、さらにはNPO・各種団体との協働システムの構築が模索されている。

(2) 平成17年再編における業務仕分けの基本的な考え方

[全般]

- 土木行政における現場事務所には、現地調査、用地取得、工事の設計、入札、施工、完了検査、施設の維持管理までの一連の作業を一体として行う機能、さらには災害時における拠点としての機能がそれぞれ求められており、県内どこへでも一定の時間・距離で到着することのできる場所に事務所を構える必要がある。

その意味で、現在の9地方振興局建設部は県内にバランスよく配置されている。

- 今回の地方振興局の再編においては、まず、県と合併市町村との役割分担

を明確にした上で、再編後の局、現地機関の機能分担を考える必要がある。

- 現在地方振興局建設部が行っている業務については、当面、基本的にはそのまま現地で行うが、合併の状況を見据えながら、市町村へ移譲すべき業務は権限、財源、人材セットで移譲する、あるいは業者等に委託するなどの方法により、現行の地方振興局建設部の業務を極力スリム化していかなければならない。
- 市町村合併により所管区域が複数の地方振興局にまたがることがあらかじめ想定されている建部建設事務所、事業量の少ない玉野建設事務所については、その在り方を検討する。

[部内組織]

- 部内の組織については、県有施設の維持管理と公共事業の企画立案に重点を置いたものとする。

再編後の局：建設企画課・工務課の充実（事務職の配置、市町村指導、計画立案機能の充実）

現地機関：維持管理（補修）課の充実、用地課の縮小などを検討する。

[本庁]

- 土木部及び地方振興局建設部内に、合併後の市町村への権限移譲について検討する職員を置く。
- 2 また、平成17年以降更なる再編（現地機関廃止等）を目指す際に考えられる役割分担の基本的方向として、次のような議論があった。
- 市町村合併の動向を踏まえ、県と市町村との役割分担を見直した上で、現地機関の建設部の在り方を再検討する。
 - 地方振興局農林事業部の広域基盤整備部門との統合を検討する。
- 3 平成17年4月再編時の仕分け、平成21年4月までに目指す仕分けは次表のとおりであった。

○建設部業務

●: H17.4.1再編時の仕分け △: 条件により可能な仕分け ◎: H21.4.1までに目指す仕分け

振興局で行っている主な業務名	H17.4再編時						H21再編完了時					
	県			市 町村	外部 委託	廃止	県			市 町村	外部 委託	廃止
	本庁	局	支局				本庁	局	地域庁舎			
道路・河川管理												
各種許可・措置命令		●	●					◎	◎	△		
パトロール		●	●					◎	◎	△		
公共施設の維持補修		●	● (一定規模未満)		●			◎	◎ (一定規模未満)		◎	
港湾・海城、海岸、漁港管理 (各種許可・措置命令)		●	●	●				◎	◎	△	△	
砂防・急傾斜地管理 (各種許可・措置命令)		●	●					◎	◎	△		
砂利・採石 (採取計画の認可・措置命令)		●	●					◎	◎	△		
都市公園管理		●						◎			△	
国有財産管理 (調査・維持・保存)		●	●					◎	◎	△		
屋外広告物規制 (許可・違反広告物除却作業)		●	●					◎		△		
宅地造成等規制 (許可、完了検査)		●	●					◎		△		
建設業者管理 (指導・相談、営業所調査、経営事項審査)		●	●					◎				
建築物規制 (確認、検査、許可、指導等)		●	●					◎		△		
建築資材の再資源化(リサイクル法) (届出の受理、助言・勧告)		●	●					◎		△		
水防		●	●					◎	◎	△		
工事計画、進行管理		●	● (一定規模未満)					◎				
工事設計審査		●	● (一定規模未満)					◎				
工事検査		●	● (一定規模未満)					◎				
市町村工事技術指導		●						◎				
市町村補助事業の設計審査		●						◎		△		
公共事業用地取得、用地補償交渉		●	●		●			◎			◎	
公共嘱託登記等												
事前調査、登記		●	●		●			◎			◎	
未登記処理		●	●					◎				
公共施設の建設・改良 (道路・河川・砂防・港湾・漁港・公園)												
調査、測量、設計		●	● (一定規模未満)		●			◎			◎	
設計協議、地元調整		●	● (一定規模未満)					◎				
工事の監督・指導		●	● (一定規模未満)					◎				
予算要求、認可申請		●	● (一定規模未満)					◎				
漁港等の整備												
県営事業(ハード)の入札等		●	● (一定規模未満)					◎				
県営事業(ハード)の設計、現場 管理等		●	● (一定規模未満)		●			◎			◎	
ダム施設の建設												
調査、測量、設計		●	● (一定規模未満)		●			◎			◎	
設計協議、地元調整		●	● (一定規模未満)					◎				
工事の監督・指導		●	● (一定規模未満)					◎				
予算要求、認可申請		●	● (一定規模未満)					◎				

振興局で行っている主な業務名	H17.4再編時						H21再編完了時					
	本庁	県局	支局	市町村	外部委託	廃止	本庁	県局	地域庁舎	市町村	外部委託	廃止
災害復旧事業		●	●※3 (一定規模未満)					◎				
ダム管理		●	●		●			◎	◎		◎	

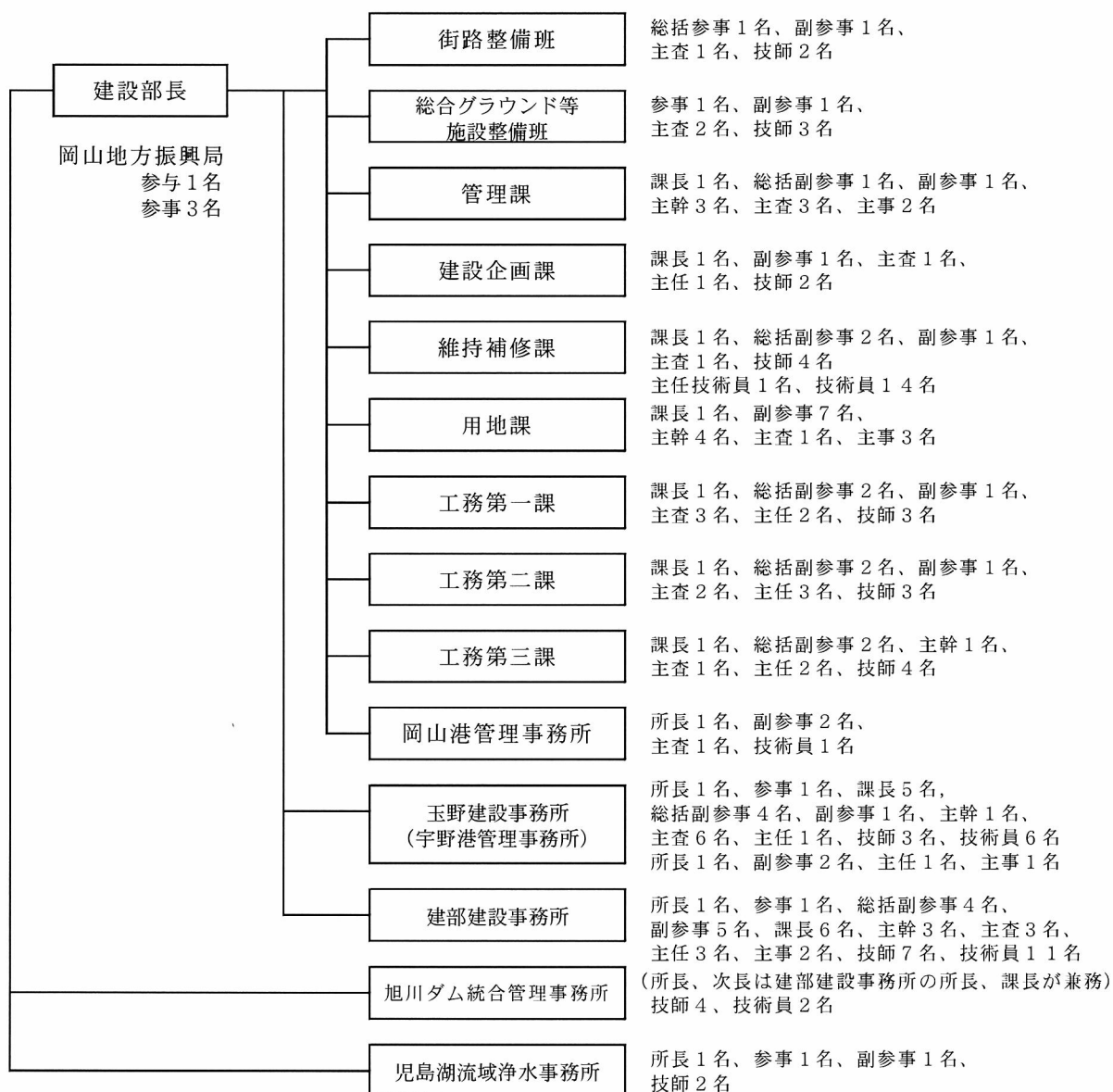
※3 工事金額4千万円未満の工事

※4 工事金額1千万円未満の維持補修工事

第2 組織体制

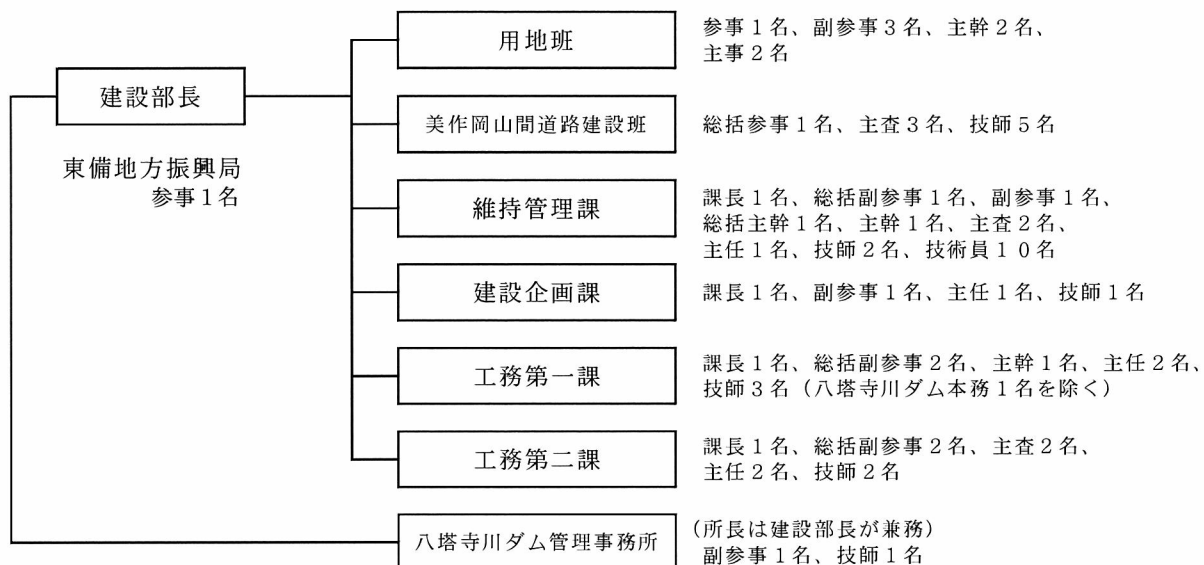
第2章の備前・備中及び美作県民局の概要（平成21年度）において、平成21年時点の3県民局の組織と所管事務を記載したが、地方振興局から県民局への再編により建設部の組織体制がどのように変わったかを確認するため、ここで改めて平成16年度と平成21年度の組織図を比較対照する。

【平成16年度 岡山地方振興局・建設部 組織図】

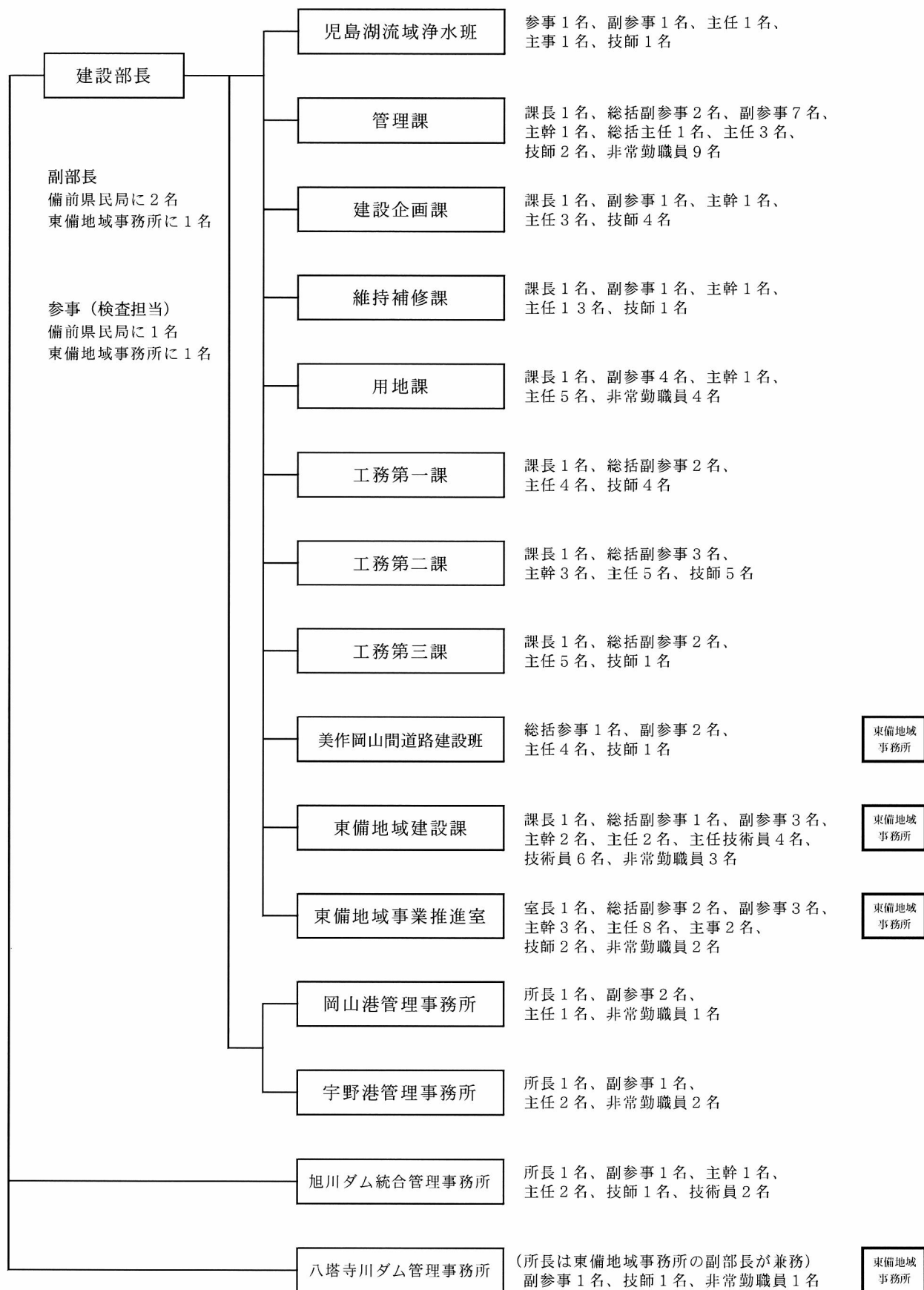


※ 振興局の人員内訳については、平成16年度の事務分掌調査票もしくは職員録から記載した（以下、他の振興局も同様）

【 平成 1 6 年度 東備地方振興局・建設部 組織図 】

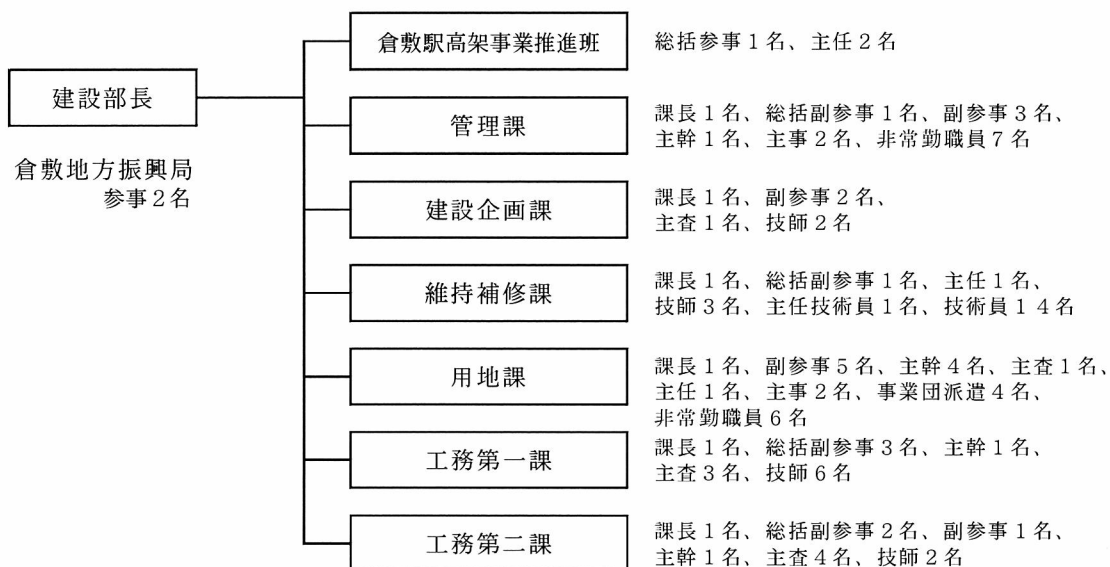


【 平成21年度 備前県民局・建設部 組織図 】



※ 県民局の人員内訳については、平成21年度の事務分掌調査票から記載した（以下、他の県民局も同様）

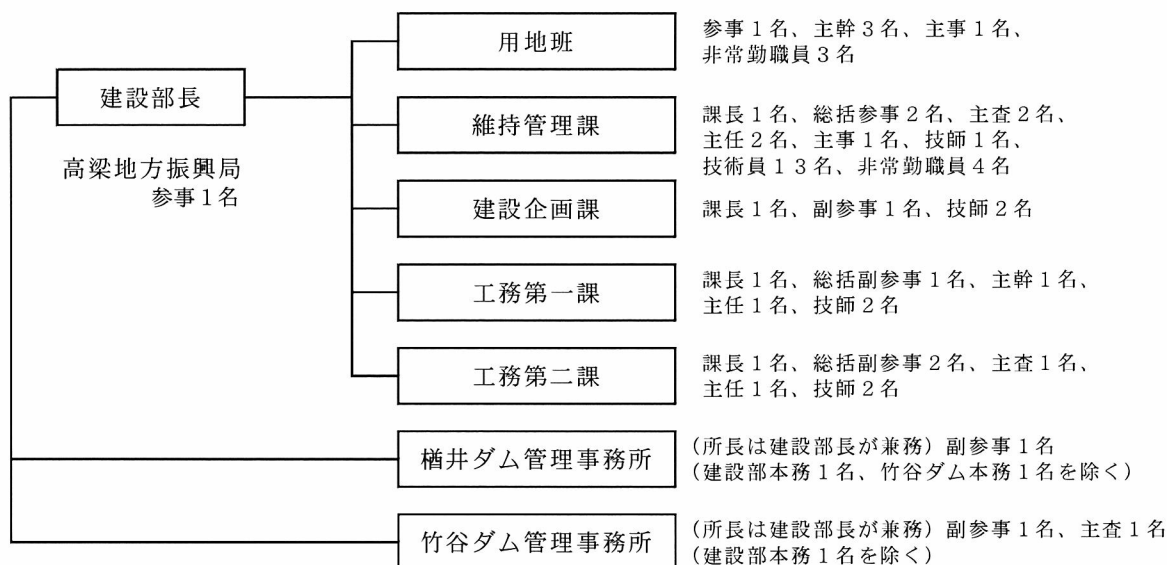
【 平成16年度 倉敷地方振興局・建設部 組織図 】



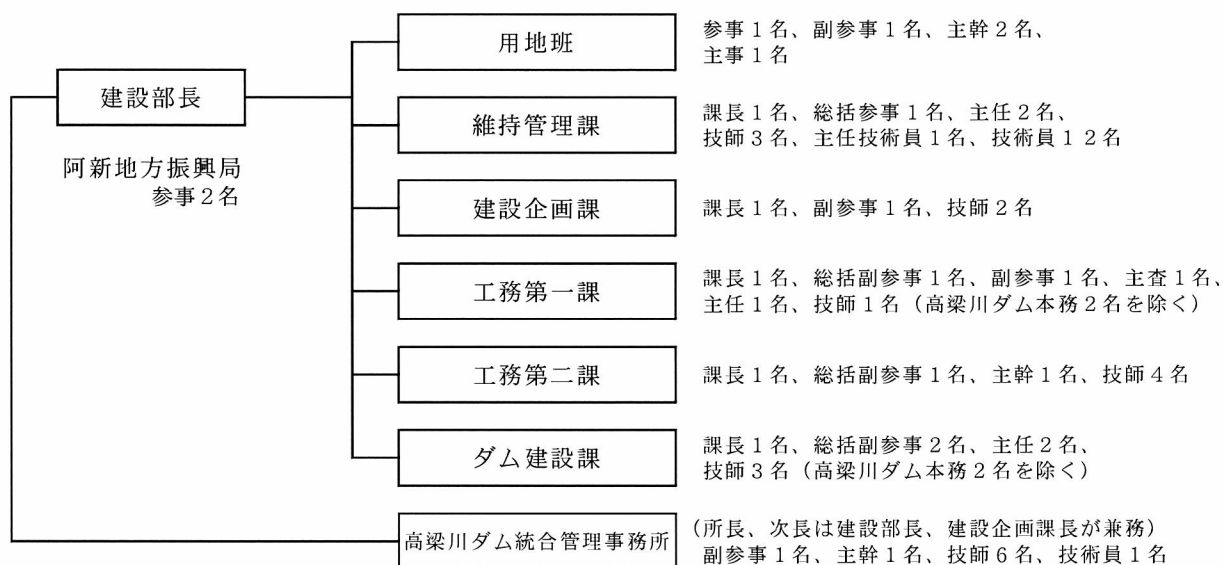
【 平成16年度 井笠地方振興局・建設部 組織図 】



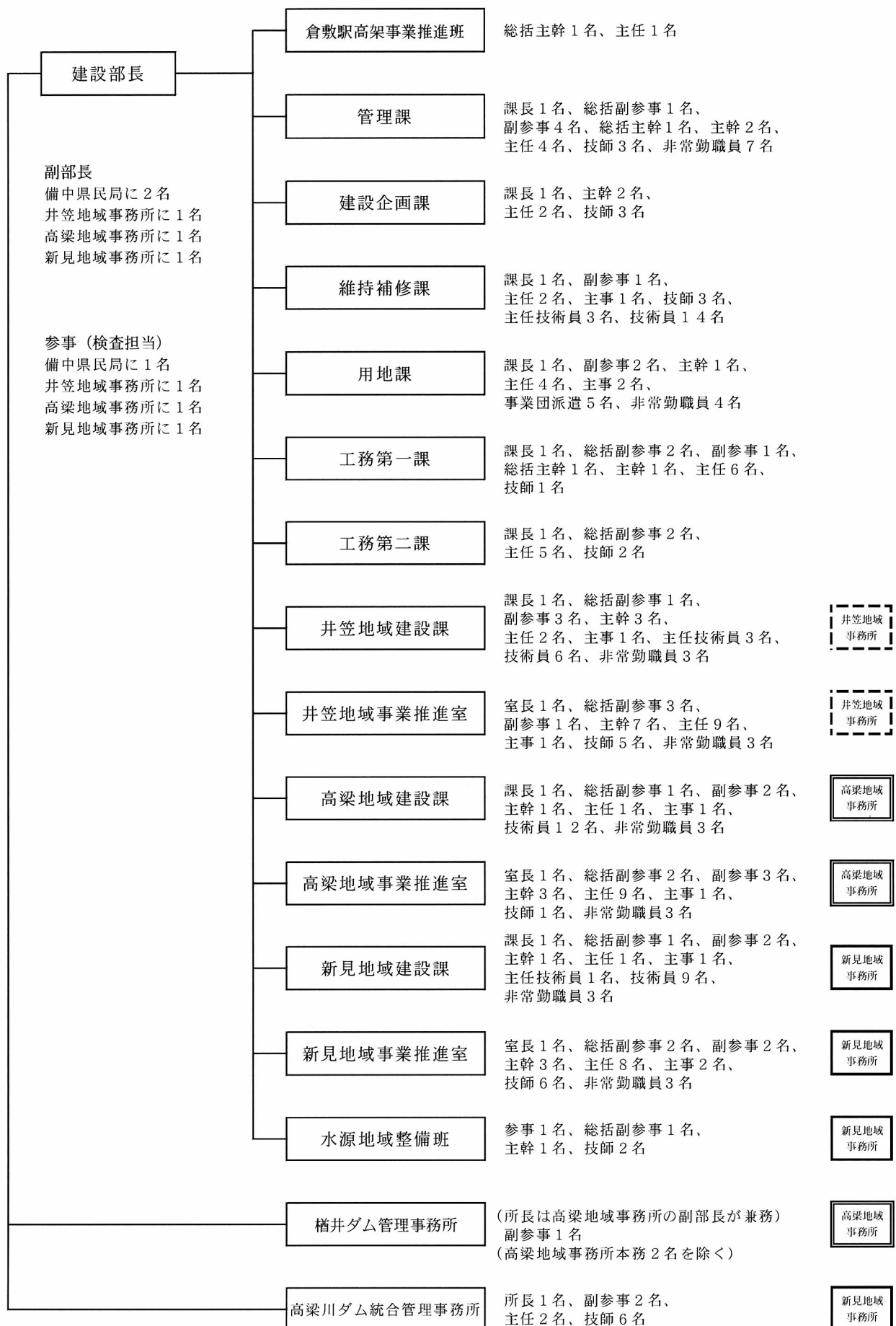
【 平成 16 年度 高梁地方振興局・建設部 組織図 】



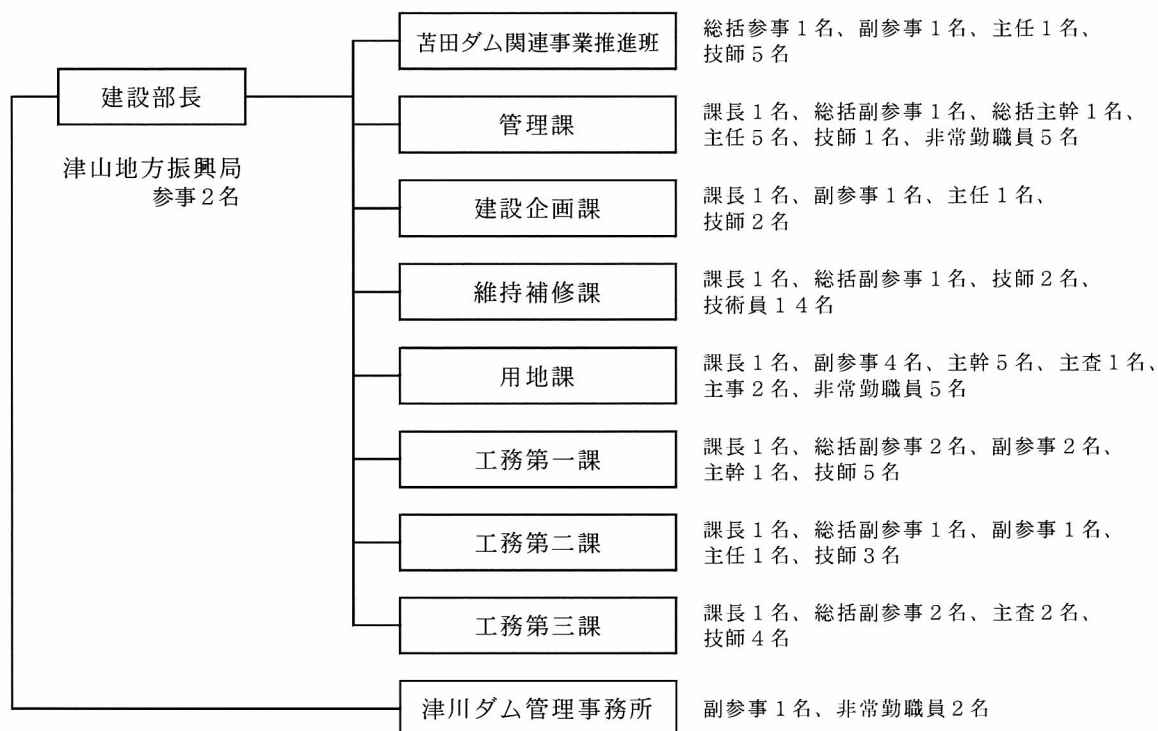
【 平成 16 年度 阿新地方振興局・建設部 組織図 】



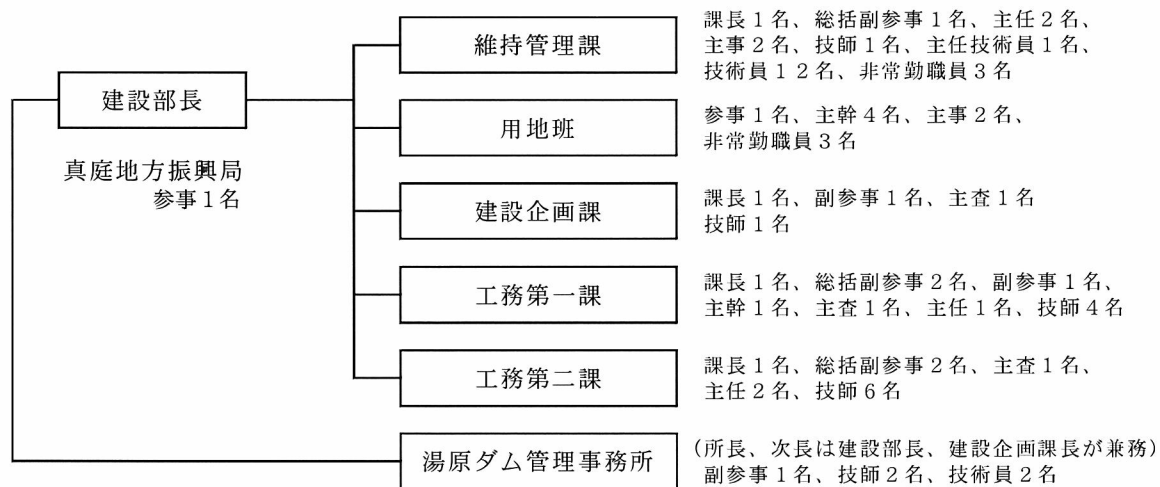
【平成21年度 備中県民局・建設部 組織図】



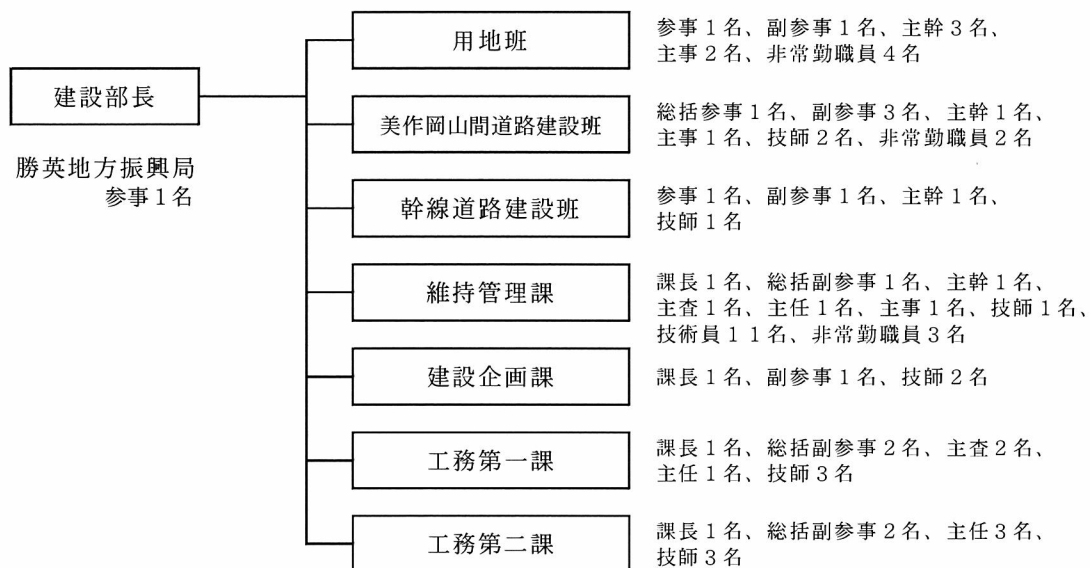
【 平成16年度 津山地方振興局・建設部 組織図 】



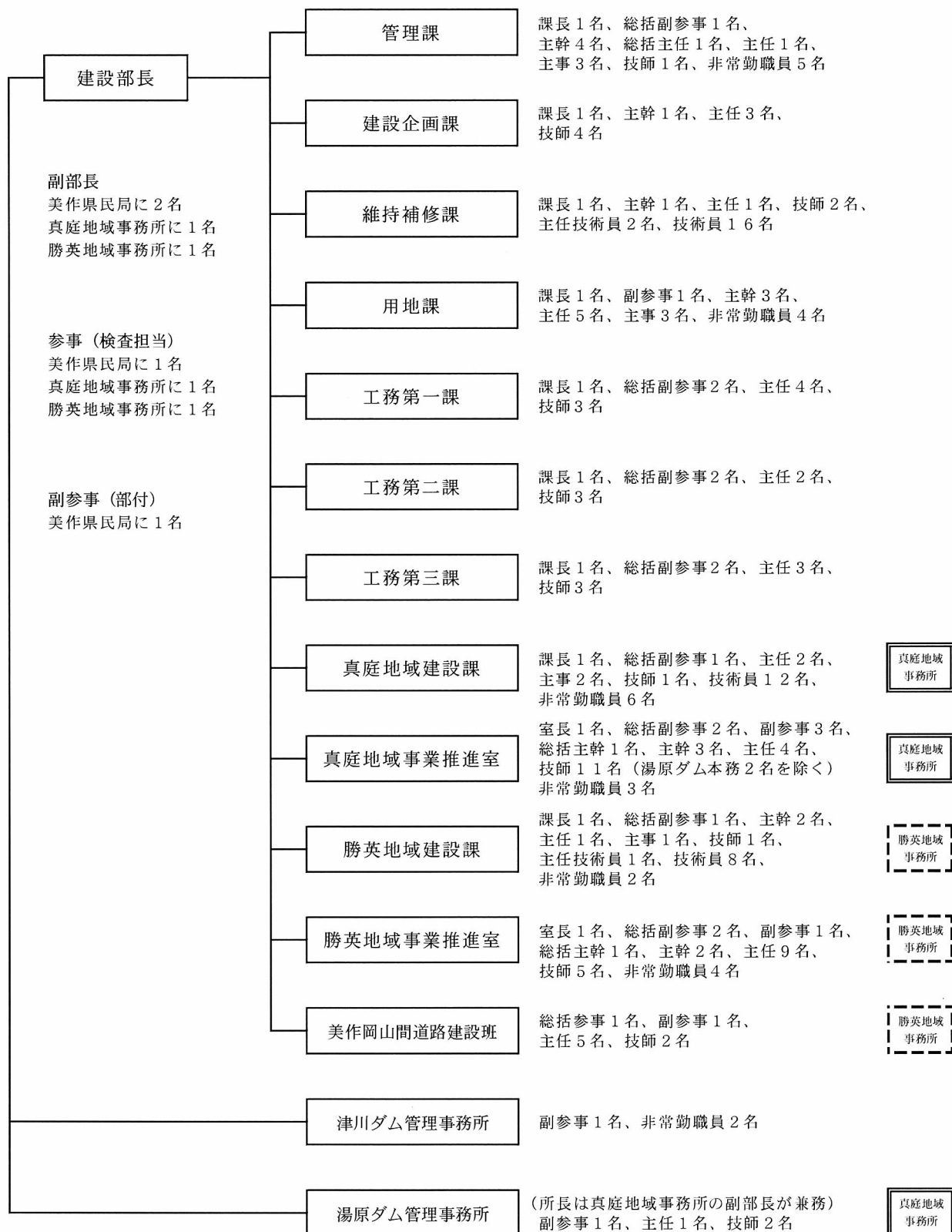
【 平成16年度 真庭地方振興局・建設部 組織図 】



【 平成 16 年度 勝英地方振興局・建設部 組織図 】



【 平成21年度 美作県民局・建設部 組織図 】



1 再編による変化

県民局への再編により、9 地方振興局建設部が3 県民局建設部に統合され、建設部長が9 人から3 人に減っている。

さらに、課が統合されたことによって管理職の人員が大きく減り、全体の職員数でも一定の削減効果が出ている（もっとも、平成21 年4 月に岡山市が政令指定都市に移行したことに伴い、国道や県道の管理などの事業を岡山市に移譲したことによって備前県民局で51 人減の影響があったとの試算があり、また、公共事業の減少や道路パトロール等の管理業務の一部を民間に委託した影響もあると考えられるため、全体の人員減は再編以外の影響も考慮に入れる必要がある）。

また、建設業許可に係る調査や経営事項審査関係業務は3 県民局に集約されている。

2 玉野建設事務所及び建部建設事務所について

「地方振興局の再編」で示された方針に従って、出先事務所としては廃止し、県民局建設部に業務が集約されている。

3 再編後の県民局体制について

各県民局に副部長2 人（事務・技術各1 人）と参事（検査担当）1 人、各地域事務所に副部長1 人と参事（検査担当）1 人を配置している。

また、地域事務所には地域建設課と地域事業推進室を置き、以下のとおり、県民局の各課に相当する業務を行っている（なお、平成22 年度からは、地域事業推進室から審査班と用地班が独立し、それぞれ地域設計審査班と地域用地班になっている）。

《地域事務所》

（県民局）

地域建設課	[	管理班	…	管理課に相当する業務
		維持補修班	…	維持補修課に相当する業務
地域事業推進室	[	審査班	…	建設企画課に相当する業務
		用地班	…	用地課に相当する業務
		工務班	…	工務課に相当する業務

第3 業務の概要（平成22年度県民局概要より）

1 基本方針

（1）備前県民局

備前県民局は、県都・岡山市を含む5市2町を管轄している。

特に、政令指定都市である岡山市及びその周辺地域は、岡山空港や瀬戸中央自動車道・山陽自動車道・中国横断自動車道岡山米子線の高速道路等の広域交通網の整備、交流拠点港としての宇野港の機能向上により、中四国の拠点としての性格が備わってきている。

この圏域が一体になり、新たな経済文化圏を形成するための先導的な役割を果たし、県民が「協働」しながら活力ある地域産業や歴史的文化施設の発現・創造をしていくためには、魅力ある都市機能の充実や、長期的な視野に立った効率的な施設整備が急務になっている。

建設部においては、県政の基本目標である「快適生活県おかやま」の実現に向け、県民一人一人が真に豊かさを実感でき、快適に生き生きと生活できる地域社会づくりを推進することを基本目標としている。

その実現のために県が策定した「新おかやま夢づくりプラン」に沿って、「教育と人づくりの岡山」の創造、「安全・安心の岡山」の創造、「産業と交流の岡山」の創造を基本戦略として、各種基盤整備事業の一層の推進を図っている。

（2）備中県民局

北は中国山地から、南は瀬戸内海までの7市3町にわたる備中県民局管内は、高梁川流域に広がる山間部、中山間地域、瀬戸内海沿岸の平野部と、変化に富んだ自然条件に恵まれ、その中で育まれた特色ある文化、観光資源、全国に誇る高品質の農林水産物、また、瀬戸中央自動車道・山陽自動車道・中国横断自動車道岡山米子線など縦横に延びる高速道路網・鉄道網、さらに水島港などの恵まれた交通基盤、水島に代表される優れた産業集積などの諸条件を最大限に生かしながら、県政の基本目標である「快適生活県おかやま」を実現するため、「新おかやま夢づくりプラン」に沿って自立と協働、創造と改革の理念の下、個性ある社会基盤の整備に取り組んでいる。

（3）美作県民局

美作県民局管内は、北に中国山地、南に吉備高原を望む3市5町2村からな

り、中山間地域が大部分を占めている。中国縦貫自動車道や中国横断自動車道岡山米子線といった広域交通網が整備され、山陽、山陰、京阪神方面への結節点となっている。また、県3大河川の旭川と吉井川により豊かな自然環境が形成され、蒜山高原や美作三湯などの観光資源に恵まれている。

これら諸条件を生かして、広域的な交流・連携を促進させるため、社会基盤整備を推進している。

一方、厳しい地形条件の下で過疎化、高齢化が問題となっている。地域住民が快適に安心して生活することができるよう地域の実情に応じた対策を進め、併せて、地域住民と協働して活力ある地域づくりを推進している。

さらに、厳しい雇用情勢の中、これらの対策として、地域活性化・生活対策に資するきめ細やかなインフラ整備などに取り組んでいる。

なお、平成21年8月台風9号災害の復旧工事に全力で取り組み、災害からの早期復興を進め、地域の安全・安心対策を推進している。

2 主要施策

(1) 道路事業の促進

広域的な交流及び連携を強化するため地域間連絡道路の整備を推進するとともに、日常生活の基盤となる道路について地域の実情に合わせ効率的、効果的な整備を行っている。

また、近年の交通量の増大や車両の大型化により、路面が著しく損傷している箇所や騒音・振動が環境基準を超えるような箇所において、低騒音舗装などの舗装改良を実施し、安全で円滑・快適な交通環境を創出している。

さらに、交通安全対策の必要な道路については歩道の整備や交差点改良等を進め、落石、崩土等が多発する路線においては危険度や緊急度の高い箇所を優先し防災施設の整備等を計画的に実施している。

(2) 河川・砂防・災害復旧事業の促進

水害や土砂災害等を防止するため計画的な河川改修を促進するとともに、中小河川の災害防止対策を行い、土石流、急傾斜、地すべりの危険箇所について対策事業を実施している。

(3) 港湾・海岸事業の促進

中四国州を見据えた人流・物流機能強化のためには、港湾施設の整備も喫緊

の課題となっており、宇野港や水島港の機能強化を図りながら、利用の促進に取り組んでいる。

また、「岡山県沿岸海岸保全計画」を平成20年3月に改訂し、海岸の整備を計画的、重点的に実施している。

(4) 下水道事業の促進

児島湖の水質は、近年の人口の都市集中及び産業の発展により汚水量が増大したこと等により、ホテイアオイやアオコの発生が確認されるなど富栄養化が進んでいる。

このため、昭和53年度から、児島湖の水質保全を目的として、岡山市、倉敷市、玉野市の各一部と早島町の市街地全域を計画区域として児島湖流域下水道事業を始めた。

(5) おかやまアダプト事業の促進

地域の道路・河川の一定区間を自らの養子（アダプト）とみなし、認定を受けた住民や企業、学校が活動の主役として定期的に清掃・美化活動を行う事業を推進している。

(6) 岡山ロードサポート事業の促進

任命を受けたロードサポーターが道路の異変を発見した場合、その情報をサポーターホットラインにより通報する事業を推進している。

(7) 公共土木施設の維持管理等の徹底

道路、河川の維持管理及び民間の開発行為に係る許認可等については、関係法令に基づき適正に行い、県土の保全、通行等の安全の確保に努めている。

異常気象時には、「岡山県道路防災対策要綱」・「岡山県道路通行規制実施要領」に基づき、事前通行規制を実施している。

また、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」（寒冷法）に基づき冬期（毎年12月1日～3月31日）の除雪体制の下、除雪を実施している。

(8) 建築物の質の向上と快適な環境保持

建築物の安全性の確保や市街地環境の保全を図るため、建築基準法に基づく建築確認及び検査並びに建築許可や認定等により、建築基準法が遵守されるよう指導を行っている。

(9) 建設工事に係る資材の再資源化の促進

建設リサイクル法に基づき、特定の建設資材について適正な分別解体等及び再資源化の実施を確保するための措置として「届出」の指導審査を行っている。

(10) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の促進

高齢社会に的確に対応し、かつ障害のある人が社会生活の中で自立した生活をおくるための施設整備を促進している。

(11) 建築物の省エネルギー化の促進

省エネ法に基づく建築物の省エネ措置の周知を図るなどにより、建築物の省エネルギー化を促進している。

第4 予算執行状況

建設部における平成21年度の予算執行状況（支出済額を節ごとに合計したもので、繰越明許費や特別会計、事業調整費を含む）は以下のとおりである。

これによると、道路工事などに関わる15節「工事請負費」が大きな割合を占めていることが分かる。

また、設計測量にかかわる13節「委託料」、用地取得・補償などにかかわる17節「公有財産購入費」や22節「補償、補填及び賠償金」の額が大きいことも建設部の特徴である。

(注) この予算執行状況は、各県民局及び各地域事務所で執行された額を合計したものであり、職員の給料など本庁で執行された額は含まれていない。

また、地域事務所管内の事業であっても、決裁権限との関係から県民局で執行された額については、県民局の欄に計上されている。

節	内 容	備前県民局	東備地域事務所	小 計
1 報酬	非常勤職員の給与	30,902,105	9,603,250	40,505,355
2 給料	職員の給料	0	0	0
3 職員手当等	扶養手当、時間外勤務手当等の職員に対する手当	0	0	0
4 共済費	社会保険料、共済組合負担金	5,850,924	2,125,013	7,975,937
5 災害報償費	非常勤職員に対する療養補償、休業補償等	0	0	0
6 恩給及び退職年金	職員が退職・死亡した場合の恩給・扶助料	0	0	0
7 賃金	臨時的任用職員賃金	13,682,854	5,045,557	18,728,411
8 報償費	講師謝礼等	10,500	498,818	509,318
9 旅費	公務の旅行にかかる経費	817,805	510,170	1,327,975
10 交際費	団体を代表して外部交渉を行う際の必要経費	0	0	0
11 需用費	物品購入、修理、燃料等、比較的短期に消耗されるもの	287,047,850	136,481,743	423,529,593
12 役務費	通信費、手数料等サービスに対する対価	78,510,169	44,990,488	123,500,657
13 委託料	事業委託の対価	2,347,918,684	582,959,451	2,930,878,135
14 使用料及び賃借料	不動産、物品、施設等の利用の対価	2,018,121	1,117,254	3,135,375
15 工事請負費	請負工事による工事に要する経費	7,619,527,195	1,170,020,685	8,789,547,880
16 原材料費	工事、製造、加工に使用する原料、材料の対価	8,587,709	1,486,868	10,074,577
17 公有財産購入費	土地、建物等の購入費	152,363,847	39,806,942	192,170,789
18 備品購入費	比較的長期の使用に耐え、原則3万円以上の物の購入費	3,945,390	1,854,000	5,799,390
19 負担金、補助及び交付金	県以外の者の事業等に対する助成、援助	52,118,900	3,484,226	55,603,126
20 扶助費	社会保障制度の一環、社会福祉的経費	0	0	0
21 貸付金	公益事業の必要上、県が貸し付ける金銭	0	0	0
22 補償、補填及び賠償金	相手方に与えた損失に対する補償等	163,009,341	84,607,163	247,616,504
23 償還金、利子及び割引料	過去の債務の償還金、公債利子等	66,290,850	755,344	67,046,194
24 投資及び出資金	財産管理手段としての国債、株式等取得経費など	0	0	0
25 積立金	基金に對し支出する経費	0	0	0
26 寄附金	公益事業の必要から支出する、財産の無償譲渡	0	0	0
27 公課費	公租公課費	312,400	163,800	476,200
28 繰出金	会計相互間の相互充用経費、基金に対する支出	0	0	0
合 計		10,832,914,644	2,085,510,772	12,918,425,416

節		備中県民局	井笠地域事務所	高梁地域事務所	新見地域事務所	小 計
1	報酬	20,771,070	11,087,550	10,941,820	11,019,480	53,819,920
2	給料	0	0	0	0	0
3	職員手当等	0	0	0	0	0
4	共済費	4,251,561	1,853,657	1,528,103	1,792,624	9,425,945
5	災害報償費	0	0	0	0	0
6	恩給及び退職年金	0	0	0	0	0
7	賃金	11,468,710	2,593,450	590,000	4,954,350	19,606,510
8	報償費	121,650	0	108,000	11,500	241,150
9	旅費	770,660	434,740	438,205	1,431,665	3,075,270
10	交際費	0	0	0	0	0
11	需用費	187,612,667	153,501,807	181,404,177	174,464,630	696,983,281
12	役務費	84,097,607	11,701,535	64,495,583	78,594,407	238,889,132
13	委託料	939,532,523	579,012,031	412,157,478	557,610,398	2,488,312,430
14	使用料及び賃借料	1,194,760	467,726	502,240	3,167,270	5,331,996
15	工事請負費	9,240,494,077	1,212,094,700	836,856,500	751,299,950	12,040,745,227
16	原材料費	8,949,210	2,487,466	8,483,464	5,123,263	25,043,403
17	公有財産購入費	693,330,696	261,886,557	181,504,556	26,411,078	1,163,132,887
18	備品購入費	1,634,430	641,250	587,400	346,185	3,209,265
19	負担金、補助及び交付金	4,507,398	5,455,420	1,951,700	1,013,650	12,928,168
20	扶助費	0	0	0	0	0
21	貸付金	0	0	0	0	0
22	補償、補填及び賠償金	712,454,004	757,715,207	109,319,283	196,981,128	1,776,469,622
23	償還金、利子及び割引料	7,066,845	295,994	4,300,696	1,344,064	13,007,599
24	投資及び出資金	0	0	0	0	0
25	積立金	0	0	0	0	0
26	寄附金	0	0	0	0	0
27	公課費	189,000	122,200	166,300	459,900	937,400
28	繰出金	0	0	0	0	0
	合 計	11,918,446,868	3,001,351,290	1,815,335,505	1,816,025,542	18,551,159,205

節		美作県民局	真庭地域事務所	勝英地域事務所	小 計
1	報酬	19,330,982	11,147,507	11,703,340	42,181,829
2	給料	0	0	0	0
3	職員手当等	0	0	0	0
4	共済費	4,064,176	2,217,257	2,316,914	8,598,347
5	災害報償費	0	0	0	0
6	恩給及び退職年金	0	0	0	0
7	賃金	11,984,880	6,654,335	5,670,050	24,309,265
8	報償費	0	74,500	0	74,500
9	旅費	1,857,963	1,010,855	964,850	3,833,668
10	交際費	0	0	0	0
11	需用費	234,852,208	220,984,455	219,085,039	674,921,702
12	役務費	40,571,684	22,960,859	17,904,791	81,437,334
13	委託料	980,339,088	732,755,843	1,026,149,432	2,739,244,363
14	使用料及び賃借料	4,469,527	3,739,411	2,916,308	11,125,246
15	工事請負費	10,236,730,499	979,601,171	1,121,316,500	12,337,648,170
16	原材料費	11,031,191	933,317	11,382,784	23,347,292
17	公有財産購入費	292,458,110	59,580,269	472,898,812	824,937,191
18	備品購入費	3,130,127	414,240	5,031,480	8,575,847
19	負担金、補助及び交付金	9,723,946	2,392,648	2,377,887	14,494,481
20	扶助費	0	0	0	0
21	貸付金	0	0	0	0
22	補償、補填及び賠償金	782,195,668	181,026,467	594,500,701	1,557,722,836
23	償還金、利子及び割引料	32,293,482	7,337,234	2,299,224	41,929,940
24	投資及び出資金	0	0	0	0
25	積立金	0	0	0	0
26	寄附金	0	0	0	0
27	公課費	718,200	825,300	473,100	2,016,600
28	繰出金	0	0	0	0
合 計		12,665,751,731	2,233,655,668	3,496,991,212	18,396,398,611

第5 道路事業について

1 事業進行の流れ

ここで、建設部の主要事業である道路事業について概観する。

道路事業における事業進行の流れを図示すると次頁のとおりである（なお、前述のとおり、地域事務所においては、地域建設課が管理課と維持補修課に相当する業務を行っており、地域事業推進室が建設企画課と用地課、工務課に相当する業務を行っている）。

2 地方振興局から県民局に再編されたことにより、大きく変わった点

地方振興局体制時には、9地方振興局にそれぞれ局長と建設部長が配置されていたので、原則として地方振興局で事務が完結していた。

ところが、県民局体制に再編されて3県民局・6地域事務所となり、地域事務所には建設部長がいなかったため、決裁権限との関係で一部工事の入札・契約・支払が県民局で行われるようになるなど、地域事務所で事務が完結しない事態が発生することとなった。

そのため、現在ではほとんど毎週、地域事務所の職員が県民局に出張する必要があるが生じている。

特に、工事の執行に関する事務についてその影響が大きいと考えられるので、続いて入札の現状を概観する。

【 道路事業における事業進行の流れ 】

業 務 の 内 容	担当課	業務委託
-----------	-----	------

調査・計画期間	1) 地元要望や市町村との調整	工務課	
	2) 事業事前評価（1億円以上）	工務課	
	3) 平面・縦横断測量	工務課	あり
	4) 詳細設計	工務課	あり



用地買収期間	1) 地元説明	工務課、用地課	
	2) 用地測量、補償物件調査	工務課、用地課	あり
	3) 用地交渉	工務課、用地課	
	4) 用地契約、法務局登記	用地課	



設計書 入札・工事 期間	1) 工事の発注単位で設計書（予定価格算出）を作成	工務課	
	2) 入札、契約を行う	建設企画課 （総務課）	
	3) 現地工事の現場監督や地元調整を行う	工務課	
	4) 工事の検査を行う	検査参事	
	5) 契約金額の支払い	（総務課）	



維持管理期間	1) 日々の道路パトロールを行う	維持補修課	あり
	2) 舗装や水路が痛めば、その補修工事等を行う	維持補修課	
	3) 道路と民地との土地境界立会要請等に対応	管理課	
	4) 照明柱や照明灯のメンテナンス	維持補修課	あり
	5) 道路路肩部分の除草	維持補修課	あり
	6) 死骸処理や各種苦情対応	維持補修課	

第6 入札の現状

1 契約方法について

地方自治法第234条で、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされ（同条第1項）、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとされている（同条第2項）。

なお、一般競争入札および指名競争入札とは、以下のような契約方式である。

① 一般競争入札

一般競争入札は、契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者をして入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式である。

② 指名競争入札

指名競争入札は、資力信用その他について適当である特定多数の競争参加者（原則として3名以上）を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式である。

2 岡山県における一般競争入札（条件付）の対象工事

岡山県が発注する建設工事に関し、一般競争入札（条件付）実施要領が定められており、その第2条に対象工事が規定されている。

第2条 入札の対象となる建設工事は、設計金額（消費税額及び地方消費税の額を含む。以下この条において同じ。）が別表に掲げる建設工事の種類ごとに同表に定める金額以上の工事（設計金額が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額以上の工事を除く。）とする。

別表

建設工事の種類	金 額
土木一式工事（橋梁上部工事等の特殊な工事を除く。） 又は建築一式工事	1千万円
上記以外の工事	4千万円

したがって、土木一式工事（橋梁上部工事等の特殊な工事を除く。）又は建築一式工事では設計金額が1千万円未満であれば指名競争入札の方法によることができ、それ以外の工事では設計金額が4千万円未満であれば指名競争入札の方法によることができることとなっている。

3 決裁権限

次に、工事の執行に関する事務について、県民局における決裁権限を確認する。

【 県民局共通決裁事項 】

1 件 2 億円未満の工事の執行（岡山県工事執行規則に基づくものをいう）の決定（入札の公告、指名入札者の指名、入札予定価格、最低制限価格及び調査基準価格の決定を含む）及び建設工事に準ずる委託の決定（変更により1件2億円以上となるものであらかじめ知事の承認を受けたものに係る決定を含む）

ア 1 件 1 億円以上の工事（設計金額による。以下同じ） 局長

イ 1 件 1 千万円以上 1 億円未満の工事 部長

ただし、農林水産事業部及び建設部にあっては、軽易な変更（設計変更の額が起工工事価格の3割以内のもので、工事の施工に当たって重要な変更を伴わないもの）に係るものであって、あらかじめ地域事務所の課室で執行することとされたものに限り、副部長とする。

ウ 1 件 1 千万円未満の工事 部長

ただし、指名競争入札における指名入札者の指名に係る事務を除くものについては、農林水産事業部及び建設部にあっては、副部長とする。

（注）イのただし書きは、平成22年4月以降に変更された部分である。

この結果、地域事務所管内の工事であっても、設計金額が1件1千万円以上のものについては、建設部長の決裁を受けなければならず、地域事務所で事務が完結しないこととなった。

また、設計書類は図面等があり、機密保持の必要も高いため、電子送信や郵送などの方法によることが困難で、現状ではほとんど毎週、地域事務所の職員が書類を県民局に持参して、建設部長の決裁を受けている。

さらに、1件1千万円未満の工事であっても、「指名競争入札における指名入札者の指名に係る事務」は建設部長の決裁事項とされている。

そこで、次に入札指名委員会及び入札調査委員会について概観する。

4 入札指名委員会及び入札調査委員会

(1) 入札指名委員会について

岡山県が発注する建設工事等に係る指名競争入札に参加する者の指名について調査審議を行うため、入札指名委員会を設置することとされており、その所掌事務は次の事項の調査審議である。

- ① 岡山県工事執行規則に定める工事の請負契約に係る指名競争入札に参加させる業者の指名
- ② 岡山県事務処理規則に定める工事及び用地買収に係る調査、測量、試験及び設計の委託契約に係る指名競争入札に参加させる業者の指名
- ③ 低入札価格調査に基づく落札の可否

(2) 入札調査委員会について

岡山県が発注する建設工事の一般競争入札（条件付）について調査審議を行うため、一般競争入札（条件付）調査委員会を設置することとされており、その所掌事務は次の事項の調査審議である。

- ① 入札参加資格及び入札の公告内容等
- ② 入札参加資格の審査、確認及び入札不調後の取扱い
- ③ 低入札価格調査に基づく落札の適否

(3) 構成メンバー

具体例として、東備地域事務所管内の工事に関する入札指名委員会及び入札調査委員会の構成メンバーを挙げると、以下のとおりとなっている。

備前県民局：建設部長、副部長2名、管理課長、建設企画課長、用地課長
東備地域事務所：副部長

したがって、地域事務所の副部長は、入札指名委員会及び入札調査委員会に出席するため、ほとんど毎週、県民局に出張しているのが現状である。

5 平成21年度の工事入札件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
備前県民局 実施分														
指名競争入札	備前県民局本局管内	0	2	13	14	21	14	24	24	28	18	18	5	181
	東備地域事務所管内	0	0	1	3	6	7	2	1	4	2	0	1	27
一般競争入札	備前県民局本局管内	0	0	2	4	2	22	13	6	8	3	3	6	69
	東備地域事務所管内	0	0	1	7	1	18	7	2	7	1	1	0	45
東備地域事務所 実施分														
指名競争入札	東備地域事務所管内	7	1	4	1	9	23	2	4	38	10	1	0	100
備前県民局 実施分														
指名競争入札	備前県民局本局管内	3	2	5	12	10	19	4	16	26	20	10	0	127
	井笠地域事務所管内	0	0	2	6	4	11	1	4	1	5	2	1	37
	高梁地域事務所管内	0	3	0	2	4	9	1	0	2	3	3	0	27
	新見地域事務所管内	0	0	1	1	3	5	3	1	3	3	2	0	22
一般競争入札	備前県民局本局管内	0	0	1	4	3	18	6	6	4	5	0	0	47
	井笠地域事務所管内	0	0	2	4	8	27	3	2	0	1	2	0	49
	高梁地域事務所管内	0	0	0	2	4	15	2	2	3	3	1	0	32
	新見地域事務所管内	0	0	0	3	1	11	7	3	0	2	0	2	29
井笠地域事務所 実施分														
指名競争入札	井笠地域事務所管内	0	2	1	6	5	18	12	9	14	15	8	4	94
高梁地域事務所 実施分														
指名競争入札	高梁地域事務所管内	3	4	4	15	7	8	8	5	8	9	2	0	73
新見地域事務所 実施分														
指名競争入札	新見地域事務所管内	0	2	5	2	0	12	16	5	18	1	1	0	62
美作県民局 実施分														
指名競争入札	美作県民局本局管内	7	8	15	17	30	27	47	40	36	24	12	5	268
	真庭地域事務所管内	0	0	1	1	6	1	14	0	1	1	0	1	26
	勝英地域事務所管内	0	0	2	1	2	4	8	0	3	13	11	11	55
	美作県民局本局管内	0	0	4	4	10	10	17	2	4	2	0	0	53
一般競争入札	真庭地域事務所管内	0	0	2	2	16	8	21	0	4	5	2	3	63
	勝英地域事務所管内	1	1	5	8	1	8	12	3	9	8	28	36	120
真庭地域事務所 実施分														
指名競争入札	真庭地域事務所管内	0	4	4	1	9	6	33	5	6	18	9	6	101
勝英地域事務所 実施分														
指名競争入札	勝英地域事務所管内	3	3	1	1	11	19	8	3	21	47	42	60	219

※ 網掛けの部分が、県民局で実施されている地域事務所管内の工事入札の件数

第7 他県の動向

第5章でも触れたとおり、近年多くの都道府県において総合出先機関の廃止が検討されているところであるが、滋賀県でも、平成21年4月から地域振興局制度を廃止し、行政分野ごとに単独事務所を設置している。

ここで、滋賀県が平成20年10月に策定した「総合地方機関の見直し方針」から、土木部門における組織再編の概要を紹介する。

土木部門においては、現在の振興局等の建設管理部では、各種社会基盤整備事業の調査・設計、用地取得から現場施工管理、公物（道路、河川等）管理、開発・建築に伴う許認可など現地性の極めて高い事務を行っており、県民の安心安全や生活環境への関心の高まりから身近な社会資本へのきめ細やかなメンテナンスや整備ニーズも高まっており、また、水防、雪寒、事故等の対応は緊急性、迅速性が求められます。

このため、所管区域を現行どおりとして、現在の振興局等の建設管理部を土木事務所に再編します。

また、建築確認等の事務については、集約化を図ります。

第8 結果及び意見

1 地域事務所管内の事業は、なるべく地域事務所で事務が完結できるような体制の確立を目指すべきである（意見）

地方振興局から県民局へ再編した結果、ほとんど毎週、地域事務所の職員が県民局に出張する必要性が生じている。

人員と経費の削減、行政効率の向上が求められている中で、地域事務所の事務を完結させるために時間・労力・経費をかけて地域事務所の職員が県民局に出張することは、全くもって非効率というほかない。

さらに、業務の担当者と決裁権者が別の庁舎にいたのでは、説明・議論をすることも必然的に少なくなり、意思決定の迅速化も図れない。

この点、平成17年1月に岡山県が策定した「地方振興局の再編」でも、再編に伴う課題への対応として、「支局で実施する事務のうち、支局のエリアに関する事務は支局で完結できるよう、支局に配置する責任者に権限を付与します。地域

庁舎における窓口対応業務等についても、県民サービスの観点から地域庁舎で完結するよう、地域庁舎に課を設置し、その責任者に権限を付与します。」とされており、支局や地域庁舎で事務が完結できるような体制の確立が指向されていた。

これは、再編の進め方として、平成17年4月からの第1段階で3県民局・6支局体制に移行し、平成21年4月からの第2段階で3県民局・6地域庁舎体制に移行し、平成21年4月の再編完了時には、建設部においても、維持補修や窓口対応業務等を除いて、県民局に業務を集約することを前提にしていたためと考えられる。

ところが現実には、土木工事関連業務を含め多くの業務を地域事務所で引き続き行うこととなった。

その原因は、①総合出先機関を廃止し、単独事務所を設置した滋賀県においても、「土木部門においては・・・現地性の極めて高い事務を行っており」、「所管区域を現行どおりとして、現在の振興局等の建設管理部を土木事務所に再編します」とされ、また、岡山県の平成17年再編における業務仕分けの基本的な考え方においても、「土木行政における現場事務所には、現地調査、用地取得、工事の設計、入札、施工、完了検査、施設の維持管理までの一連の作業を一体として行う機能、さらには災害時における拠点としての機能がそれぞれ求められており、県内どこへでも一定の時間・距離で到着することのできる場所に事務所を構える必要がある」とされていたとおり、建設部の業務はなお現場との関連性が強いこと、②支局機能縮小の前提となる市町村への事務・権限移譲等も十分に進んでいないことと考えられる。

結局のところ、現状では県民局へ再編したためかえって合理的な運営ができなくなっている点があるといわざるを得ない。

そこで、地域事務所管内の事業は、なるべく地域事務所で事務が完結できるような体制の確立を目指すべきである。

ただし、地域事務所の工事発注権限を拡大することによって、地域事務所の職員を増員する必要があるのではないかという懸念も指摘されており、県民局から地域事務所へ異動させるなどの工夫を行い、総人員を増加させないようにする必要はある。

2 工事の執行に関する事務の決裁権限を見直すべきである（意見）

前記のとおり、地域事務所管内の事業は、なるべく地域事務所で事務が完結できるような体制の確立を目指すべきであるが、体制確立までの当面の方策として、工事の執行に関する事務の決裁権限を見直すべきである。

このことは、平成17年1月に岡山県が策定した「地方振興局の再編」で「支局で実施する事務のうち、支局のエリアに関する事務は支局で完結できるよう、支局に配置する責任者に権限を付与します。」としていた方向性にも合致する。

特に、平成17年4月からの第1段階で3県民局・6支局体制に移行した際、支局に配置されていた責任者に4千万円未満の工事に関する決裁権限が付与されていたことを考慮すると、現在の地域事務所副部長にも同程度の決裁権限を付与することが相当である。

そうすれば、地域事務所内において完結する事務が増え、行政効率が向上する上、権限を与えられた職員が意欲と責任を持って業務に当たり、能力向上にもつながると考えられる。

3 入札調査委員会及び入札指名委員会にテレビ会議システムを導入するなど、合理化の方策を検討すべきである（意見）

地域事務所の副部長は、入札指名委員会及び入札調査委員会に出席するため、ほとんど毎週、県民局に出張しているのが現状である。

一堂に会して議論することの利点はあるものの、やはり移動にかかる時間・労力・経費の無駄は否めない。

特に、前記のとおり副部長の権限を強化する場合には、必然的に業務量が増えると考えられ、一層の合理化が必要である。

そこで、入札調査委員会及び入札指名委員会にテレビ会議システムを導入するなど、合理化の方策を検討すべきである。

4 建設部と農林水産事業部との人事交流を活発化し、建設土木職の職員に農林土木職の業務ができる能力をつけさせるべきである（意見）

詳細は農林水産事業部における結果及び意見で述べたとおりであるが、将来に向けて建設部と農林水産事業部との人事交流を更に活発化すべきである。

このことは、各職員の能力アップにもつながり、今後の柔軟な組織変更を可能にする効果を持ち、ひいては、人件費の削減効果も期待できる。